

目次

第1章 計画の概要

1	背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	公共施設等マネジメントの取組みの全体像	3
4	計画期間	5
5	計画の対象範囲	5

第2章 公共施設等の現状及び将来見通し

1	公共施設等の現状	6
(1)	本市における公共施設等マネジメントの狙いと必要性	6
(2)	公共建築物の現状	13
(3)	社会インフラの現状	21
2	中長期的な経費や財源の見込み	27
(1)	投資的経費の推移	27
(2)	公共建築物の将来更新費用推計	28
(3)	社会インフラの将来更新費用推計	30
3	公共施設等に関する市民意識調査	33

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	38
2	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	39
(1)	数値目標	39
(2)	基本方針	40
(3)	個別方針	43
(4)	公共建築物の再配置における方針の検討	47
(5)	フォローアップの実施方針	47

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 市民文化系施設	48
1-1 集会施設	48
1-2 文化施設	50
2 社会教育系施設	52
2-1 図書館	52
2-2 博物館等	53
2-3 その他社会教育施設	54
3 スポーツ・レクリエーション系施設	55
3-1 スポーツ施設	55
3-2 レクリエーション・観光施設	56
4 産業系施設	57
5 学校教育施設	58
5-1 学校	58
5-2 その他教育施設	59
6 子育て支援施設	60
6-1 幼保・こども園	60
6-2 幼児・児童施設（児童館）	62
7 保健・福祉施設	63
7-1 高齢者福祉施設	63
7-2 障害福祉施設	65
7-3 児童福祉施設	66
7-4 保健施設・医療施設	67
8 行政系施設	68
8-1 庁舎等	68
8-2 消防施設	69
8-3 その他行政系施設	70
9 公営住宅	71
10 市民病院	72
11 上水道・工業用水道・下水道	73
12 公園	74
13 道路・橋りょう	75
14 農業集落排水処理施設	76
15 軌道	77
16 その他インフラ施設	78

○施設一覧表

○用語解説

第1章 計画の概要

1 背景と目的

本市は、戦後、都市基盤の整備や産業経済の発展により、現在では日本海側有数の商工業都市として発展してきました。

また、平成8年には旧富山市が中核市に移行し、平成17年4月には、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村の7市町村が合併し、新しい「富山市」が誕生しました。

1970年代における人口の急増に伴い、学校、公営住宅、市民利用施設などの「公共建築物」や道路、橋りょう、上下水道などの「社会インフラ」（これらを総称して「公共施設等」という。）を整備してきましたが、これらの多くが整備後30年以上経過しており、今後は維持管理・修繕・更新に係る多額の経費が必要になることが見込まれています。

また、今後の少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少などにより、大幅な税収等の増加が見込めない中で更新費用の確保が困難な状況が予想されており、老朽化した施設の更新や維持管理の継続が課題となっています。

さらに、人口減少などによる社会情勢の変化は、従来の公共サービスのあり方にも影響を及ぼし、これまでと同様の考え方では多様化する市民ニーズに対応したサービスの提供ができなくなることが考えられます。

このような公共施設等を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するためには、施設の現状や課題を調査・分析し、市民ニーズを明らかにするとともに、その結果を踏まえた見直しを図り、公共施設等の安全性の確保及び効率的な活用が必要です。

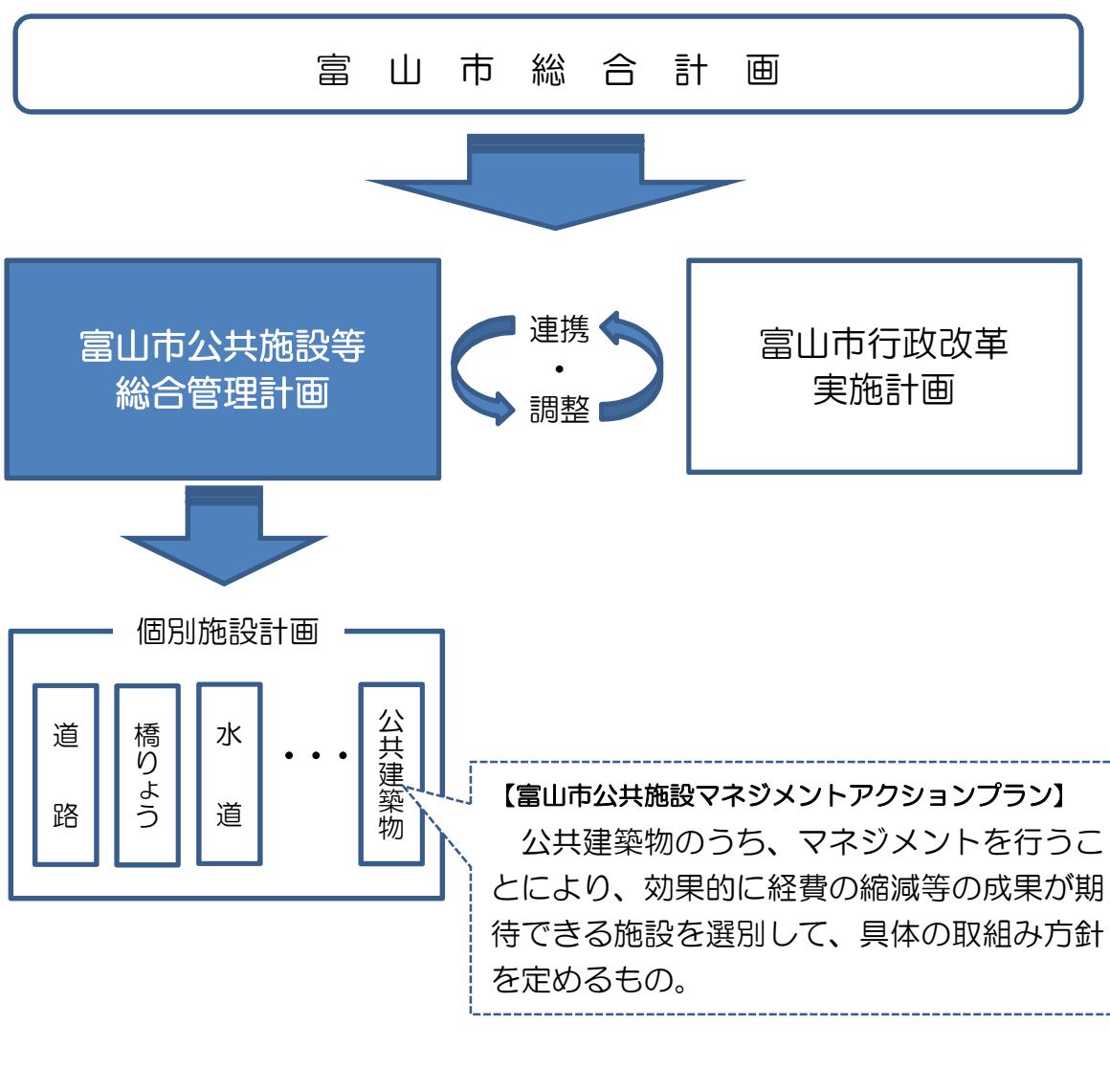
こうしたことから、将来市民に憂いのないよう、公共施設等の管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで将来にわたって適切な維持管理ができるよう、「富山市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

この総合管理計画は、本市の最上位計画である「富山市総合計画」を公共施設等の適正化の観点から下支えする計画であり、「富山市行政改革実施計画」と連携・調整を図りつつ、健全な行財政運営をけん引する計画です。

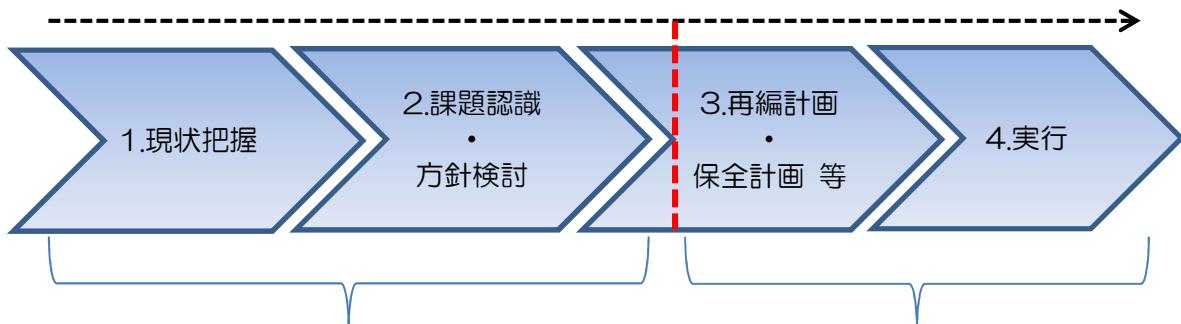
また、今後、学校や公営住宅等の公共建築物及び社会インフラに関する個別の施設計画の策定にあたっては、本計画で示す考え方や方針を反映することとし、これらの個別施設計画に基づき、各施設の見直しを進めることとします。

特に、公共建築物を対象とする個別施設計画である「富山市公共施設マネジメントアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）では、マネジメントを行うことにより、効果的に経費の縮減等の成果が期待できる施設を選別し、個別施設ごとに廃止や統合、複合化などといった方針や目標を設定し、具体的な見直しを実行していきます。



3 公共施設等マネジメントの取組みの全体像

公共施設等マネジメント戦略①



総合管理計画

アクションプラン
(戦略編・実行編)

守備範囲は、「1.現状把握」及び
「2.課題認識・方針検討」と、「3.
再編計画」の入り口まで
○全庁的な管理の方針
○施設類型ごとの方針 など

戦略編
守備範囲は、「3.再編計画」
○公共建築物再編にあたっての基
本的な考え方
• 基本理念や基本方針
• 再編手法の考え方
• 再編手法ごとの具体的な進め方
○類型別・地域別の再編手法
○PPP(※1)の活用手法

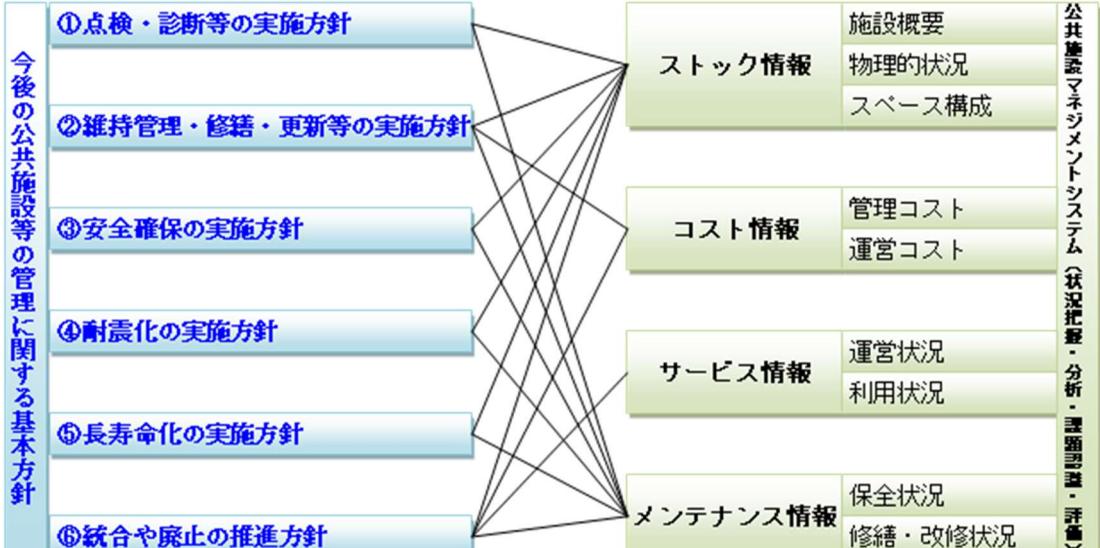
実行編
守備範囲は、「4.実行」の進捗管
理まで
○個別施設ごとの方針や目標
○LCC(※2)削減効果見込み
○モデル事業

公共施設等マネジメント戦略②

総合管理計画をマネジメントの指針とし、市が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用し、資産全体の最適化を図る。

総合管理計画の
基本的な考え方

市全体を取り巻く財政状況や市民のニーズ全体を踏まえ、市としての目標や方向性を設定する。

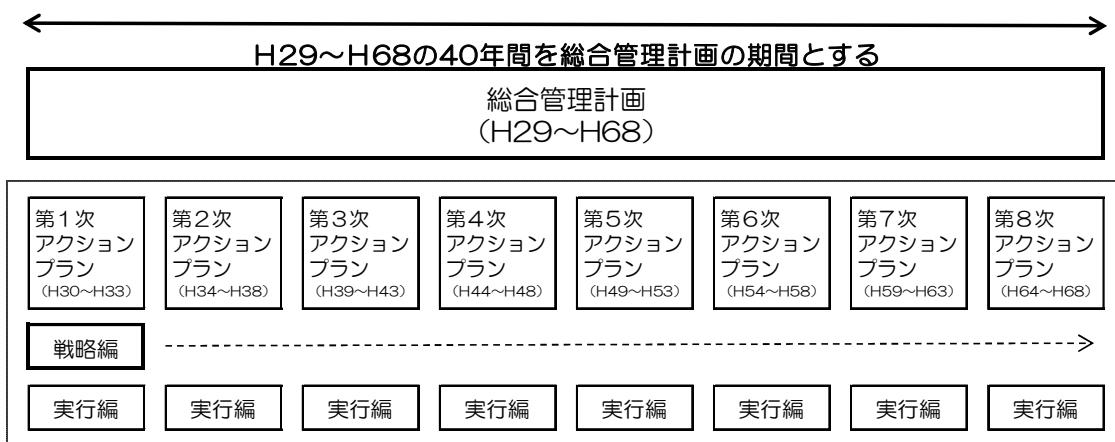


アクションプラン
の基本的な考え方

個別施設ごとの状況(老朽化度、利用状況等)を鑑み、
それらの再編の効果等を積み上げて計画を策定する。

4 計画期間

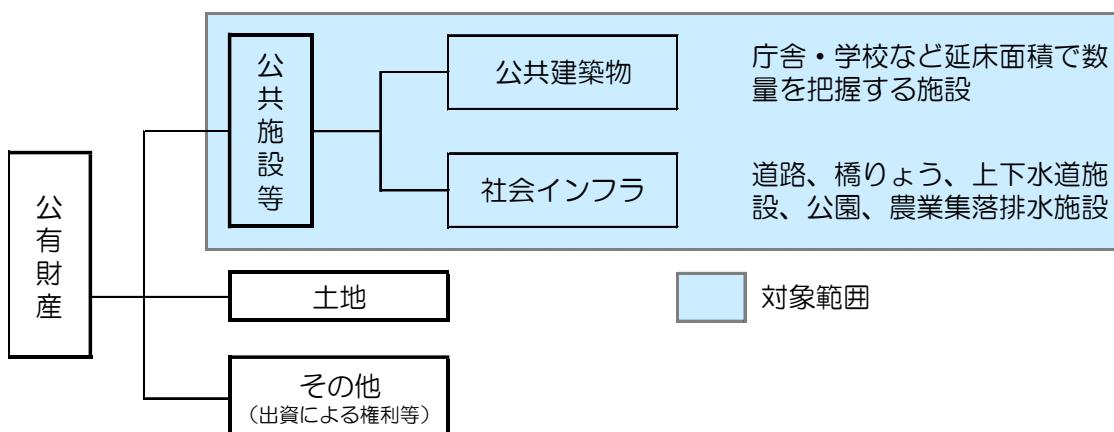
総合管理計画については中長期的な視点が不可欠であることから、計画の策定作業を開始した平成27年度を基準年として、経済成長期に整備された公共施設等の更新や大規模改修が集中する平成29年度から平成68年度の40年間を計画期間とします。本計画については定期的に見直しを行うこととし、社会経済情勢等の変化が生じた場合には適宜改訂を行います。なお、アクションプランについては、5年を一つの期間とする第8次計画とすることで、整合性をもって、着実に見直しを実行します。



5 計画の対象範囲

本計画は、平成27年3月末時点で市が保有する全ての学校、庁舎などの公共建築物及び、道路、橋りょうなどの社会インフラを対象とします。

また、公営企業分野に係る施設についても対象とします。



第2章 公共施設等の現状及び将来見通し

1 公共施設等の現状

(1) 本市における公共施設等マネジメントの狙いと必要性

① 市町村合併や地形的特徴

平成17年4月の1市4町2村の市町村合併による施設機能の重複の解消が求められますが、面積は富山県全体の約3割（1,241.77km²）を占め、海拔0mの富山湾から2,986mの水晶岳までの多様な地形を有する特性を踏まえた考え方が必要です。

●旧市町村ごとに整備された庁舎やホール、図書館、体育館といった市域全体を対象とする公共建築物を受け継いでいるため、地域間で類似施設が重複し、それが、施設利用率の低下や財政を圧迫する一つの要因になっています。全市域を対象とし、機能が重複する施設については、整理統合を含めた施設のあり方や役割を再構築する必要があります。

●本市は、総面積が1,241.77km²と人口規模が同等の中核市と比べて面積が広く、特に大山、八尾、細入、山田の各地域は山間部に位置し、平野部と山間部の移動に時間を要します。こうしたことから、公共施設等の適正配置の際には、利用者の利便性や地形等を考慮して再編を図る必要があります。



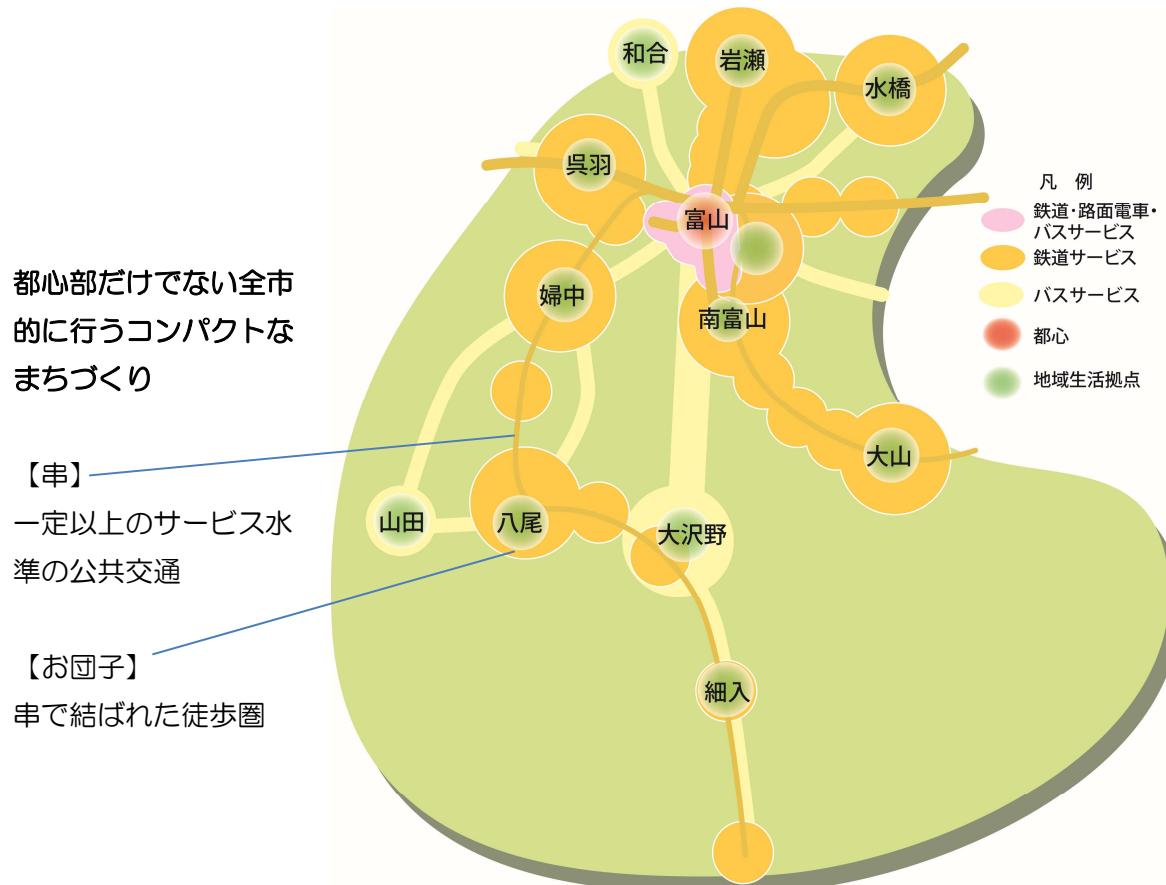
② 富山市のまちづくりの基本方針 ~コンパクトなまちづくり~

本市では、鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを進めており、これと歩調を合わせた考え方が必要です。

●本市が目指す都市構造は、地域の拠点を「団子」に、一定水準以上のサービスレベルの公共交通を団子の「串」に見立て、「串」で結ばれた「団子」に都市の諸機能を集中させるものです。

こうしたことから、公共建築物の再編にあたっては、団子の地域への誘導を念頭に置き、地域に必要とする施設のあり方を地域住民と一緒に考えながら、再構築する必要があります。

●施設の配置については、都心地区にあるべき機能と地域生活拠点に必要とする機能をしっかりと分析するとともに、住民の利便性にも十分配慮し、検討する必要があります。また、配置の見直しに際しては、市民の意見を聞き、その意見を尊重して検討する必要があります。



③ 人口減少・少子高齢化

本市では、今後も人口減少が見込まれ、少子高齢化もさらに進むと想定されています。将来の税収や上下水道の料金収入等の減少、人口構成の変容や時代の変化に伴う公共サービスに対するニーズ等を的確に見極め対応していく必要があります。

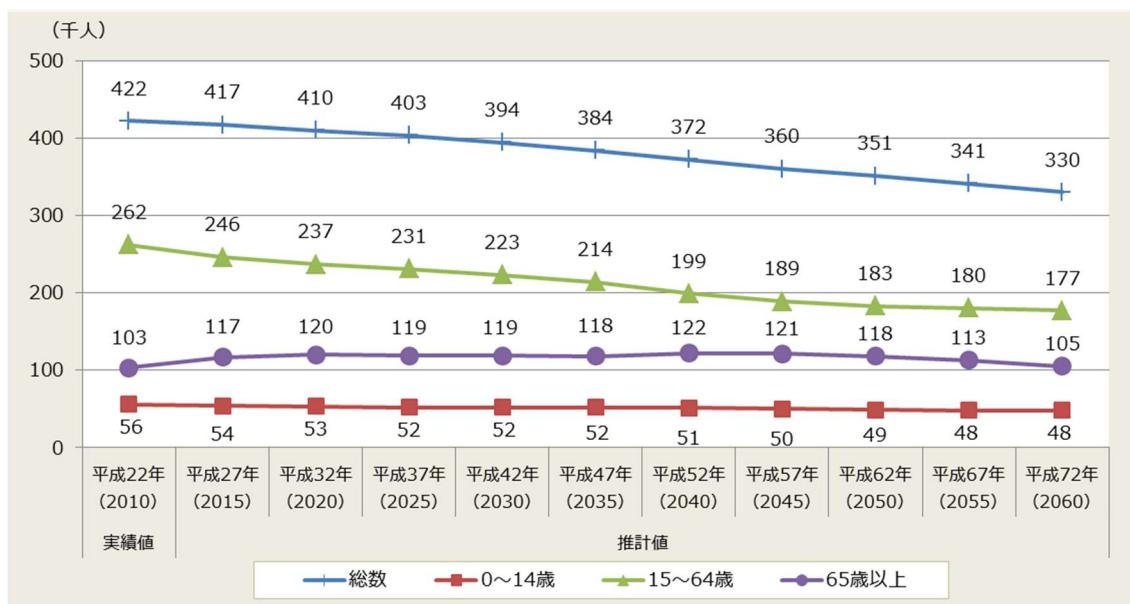
今後、ますます、少子化が進行する中にあっては、学校や子育て支援施設のあり方について、今のうちから検討を行い、対応策を考えておくことが必要であり、時代にあった新たな公共サービスを提供する施設の設置についても、想定しておく必要があると考えます。

●本市の平成 22 年（2010）の総人口は、421,953 人ですが、平成 72 年（2060）には約 33 万人になると推計され、平成 22 年時の 78.2% となります。また、働き手である生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 22 年（2010）の 262,488 人から、平成 72 年（2060）には約 17 万 7 千人になると推計され、平成 22 年時の 67.6% となります。

こうした人口動態を想定した、公共施設等のあり方について、できるだけ早いうちから対策を行っていく必要があります。

●富山市人口ビジョン（※3）では、今後、人口減少の加速度的な進行を抑制するために人口減少対策を積極的に展開し、社会増の維持と出生率の向上を図り、人口規模の確保を目指すこととしており、都市の魅力を高め、他地域から選ばれるまちとなることによる転入増加と結婚、妊娠、子育てに対する様々な支援対策を念頭においていた魅力ある時代のニーズにあった公共施設等が必要であると考えます。

【表 1：将来人口推計】



出典：富山市人口ビジョン

④ 行財政運営の状況

本市では、近年、新市の一體感の醸成と地域の均衡ある発展を目指し、合併特例債(※4)などの有利な財源を有効に活用する中で、歳入・歳出の拡大を図り、施設整備等を積極的に進めてきました。しかし、今後は地方交付税などの財源が縮小する一方で、社会保障費(※5)が増大するなど、より一層財源確保が厳しくなることが予想されます。こうしたことから、公共施設等への投資は、将来にわたる都市経営の視点をもって、集中と選択により効率的に行う必要があると考えます。

●本市において、平成 26 年度の普通会計(※8)歳入全体に占める財源の主なものは、市税が 42.6%、地方交付税(※6)が 12.9%、市債(※7)が 12.7%となっています。歳入額は、合併直後の平成 17 年度を除き概ね 1,600～1,700 億円程度で推移しています。市税及び地方交付税は年度による増減はあるものの、一定水準で推移しています。今後、現役世代の減少に伴う個人市民税等の税収減少が予想され、財源の確保が課題であると考えます。

【表2：普通会計歳入決算額の推移】



出典：総務省「地方財政状況調査」

●歳出額は、合併直後の平成 17 年度を除き概ね 1,600～1,700 億円程度で推移しています。歳出のうち、平成 26 年度における内訳で主なものは、18.0%が扶助費(※9)、17.1%が投資的経費(※10)、15.2%が公債費(※11)、14.6%は人件費となっており、人件費は減少傾向にあります。投資的経費は、富山駅周辺整備等の北陸新幹線整備関連費により増減がありますが、今後、高齢化の進展による医療や介護のほか、総合計画等に位置づける事業の確実な進捗を図るための経費、地域経済の活性化等、多くの財政需要が見込まれています。

⑤ 地球温暖化対策等

本市は、温室ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」であることや、将来的にエネルギー効率の改善が期待できる点などが評価され、国連 SE for ALL(※12)から日本で唯一「エネルギー効率改善都市」に選定されていることなどから、公共施設等の配置や管理にあたっては、環境負荷の低減などに配慮した効率的な運営を目指す必要があると考えます。

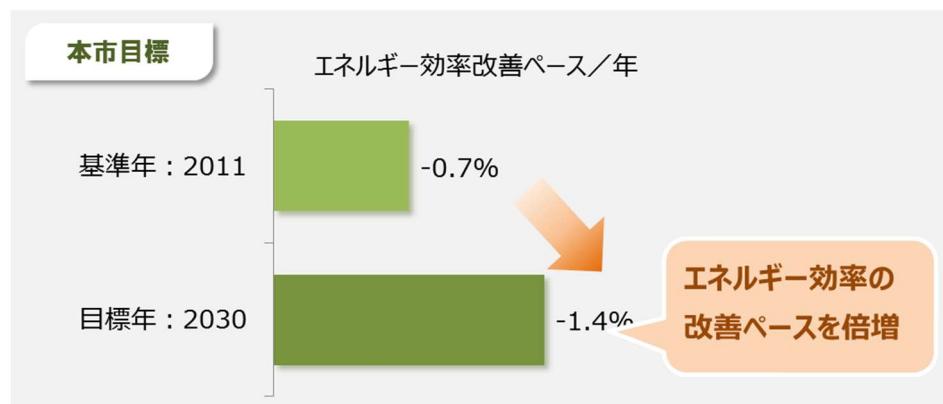
- 行政・市民・事業者が一体となってCO₂ 排出量の削減に取り組み、本市における全体のCO₂ 排出量を基準年（2005（平成17）年）比で、2030（平成42）年に30%、2050（平成62）年に50%削減することを目指しており、省エネルギー型施設・設備の導入を積極的に進める必要があります。
- 公共建築物における太陽光や風力等の再生可能エネルギーの導入は、維持管理コストの縮減を図り、温室効果ガスの削減をもたらすことだけでなく、市民や企業に対する再生可能エネルギーの普及・啓発の模範となることから、LCCの観点から検討の上、その導入を促進する必要があります。

《取組方針とCO₂ 削減目標》

部 門	取 組 方 針	中期削減目標 2030年 (平成42年)	長期削減目標 2050年 (平成62年)
運 輸	1 公共交通の活性化の推進		
家 庭	2 中心市街地や公共交通沿線への機能集積の推進 3 コンパクトなまちづくりと一体となったエコライフの推進	30%減	50%減
業務・その他			
産 業	4 コンパクトなまちづくりと一体となったエコ企業活動の推進		

出典：富山市環境モデル都市行動計画

《エネルギー利用の効率化に向けた目標》



出典：富山市エネルギー効率改善計画

(2) 公共建築物の現状

① 過去の整備状況

本市は、市民1人当たりの公共建築物の延床面積が中核市平均を上回っており、利用者が少ない施設や減少傾向の施設、所期の目的を達成した施設、機能が重複している施設などを見直して、公共建築物の総量を抑制していく必要があります。

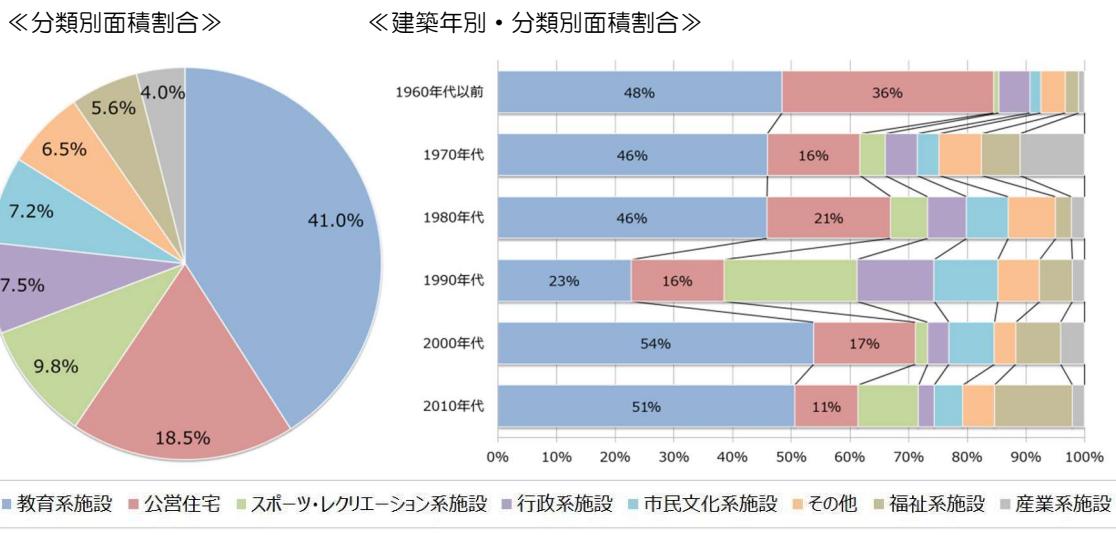
- 本市の公共建築物は総面積で約167.8万m²あり、市民1人当たりでは約4.0m²となっています。(平成27年3月末時点)
- 整備のピークとしては、1980年前後の学校施設、1990年代前半の本庁舎、消防本部、2000年国体に向けたスポーツ施設などが挙げられます。
- 建設から30年を経過した施設が全体の約4割を超えており、今後、施設の老朽化による投資の問題が顕在化すると考えられます。



平成26(2014)年度までに整備された公共建築物の総面積	1,678,108(m ²)
旧耐震基準の施設面積 (1981年以前の建築)	延床面積 割合
	444,414(m ²) 26.5(%)
建設から30年を経過した施設 (1985年以前の建築)	延床面積 割合
	670,351(m ²) 39.9(%)
市人口(平成27年3月末時点)	418,979(人)
人口1人当たりの公共建築物の延床面積	4.0(m ²)

●公共建築物の施設分類別の面積割合は、教育系施設（主に小中学校）が最も高く41.0%、次いで公営住宅が18.5%と続き、この2分類だけで全体の約2/3を占めています。

●建築年代ごとの面積は1960年代以前から2010年代の現在に至るまで、ほぼ各年代、教育系施設が半数の割合を占めています。

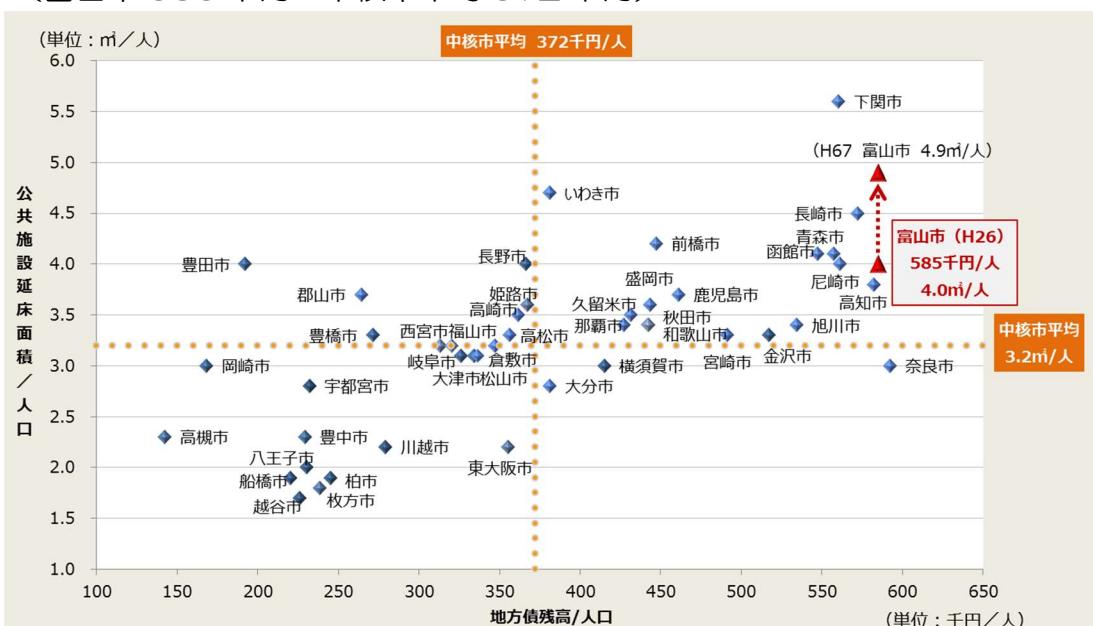


※教育系施設（社会教育系、学校教育の合算）、福祉系施設（子育て支援、保健・福祉、医療の合算）

●本市の市民1人当たりの面積は4.0m²（平成27年3月末時点）となっており、中核市の中でも上位（中核市平均 3.2m²）となっています。40年後には、人口減少の影響により、4.9m²に上昇することが見込まれます。

●市民1人当たりの地方債（※13）残高も多くなっています。

（富山市 585千円 中核市平均 372千円）



出典：総務省「公共施設状況調査」（平成27年3月31日時点）、総務省「地方財政状況調査」（平成27年3月31日時点）、
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（平成27年1月1日時点）、富山市人口ビジョン

施設分類別の主な施設について、全国、中核市、類似市（旭川市、いわき市、郡山市）と比較しました。

本市の市民1人当たりの延床面積は、施設分類ごとの比較においても、高い数値となっています。

- 「公民館」や「公会堂・市民会館」の貸館の施設は、全国や中核市の平均と比較しても非常に高い数値となっています。

ア 公民館



イ 公会堂・市民会館



- 「図書館」は、全国の平均とほぼ同水準となっていますが、中核市の平均と比較した場合は高い数値となっています。

- 「博物館」は、全国や中核市の平均よりも低い数値となっています。

ウ 図書館



エ 博物館



- 「体育館」は、全国や中核市の平均と比較しても非常に高い数値となっています。
- 「公営住宅」は、全国や中核市の平均とほぼ同水準となっています。

才 体育館



力 公営住宅



- 「小学校」は、全国や中核市の平均と比較して、高い数値となっています。
- 「中学校」は、全国や中核市の平均とほぼ同水準となっていますが、類似市の平均よりも低い数値となっています。

キ 小学校

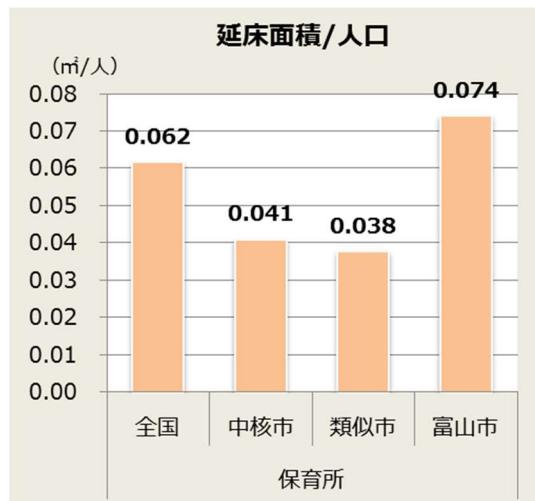


ク 中学校



- 「保育所」、「児童館」は、全国の平均と比較して、高い数値となっています。特に、中核市や類似市の平均と比較して、非常に高い数値となっています。

ケ 保育所



コ 児童館



- 「支所・出張所」は、全国や中核市の平均とほぼ同水準となっています。
- 「保健センター」は、全国や中核市の平均と比較して、非常に高い数値となっています。

サ 支所・出張所



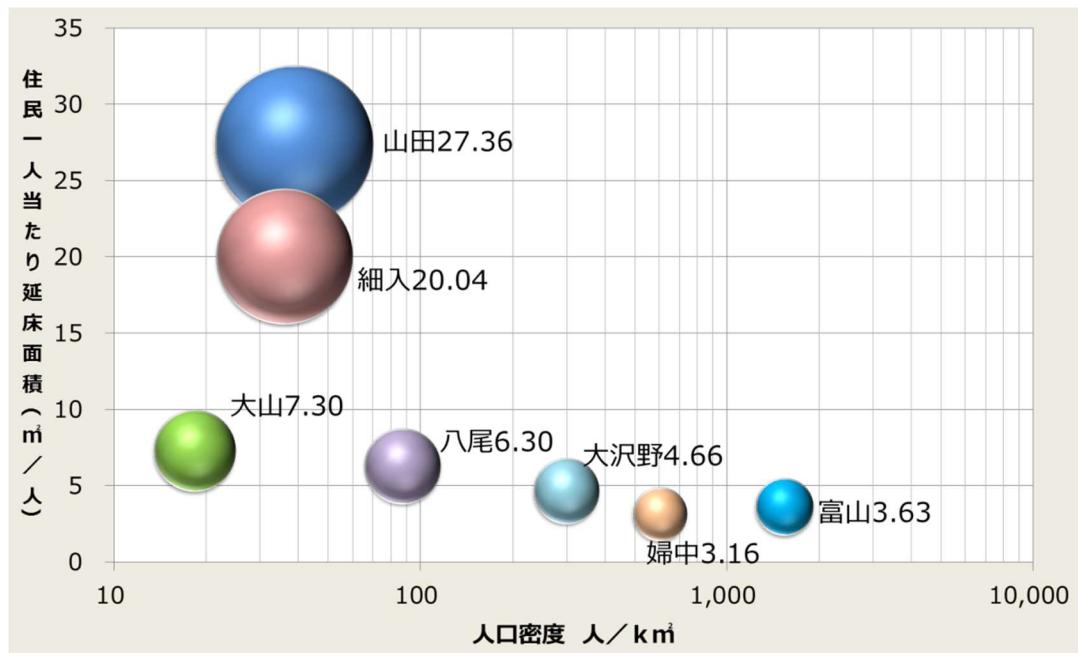
シ 保健センター



※他市比較の観点から、総務省の公共施設状況調の統計数値を使用しているため、本市の施設分類及び延床面積とは一致しておりません。

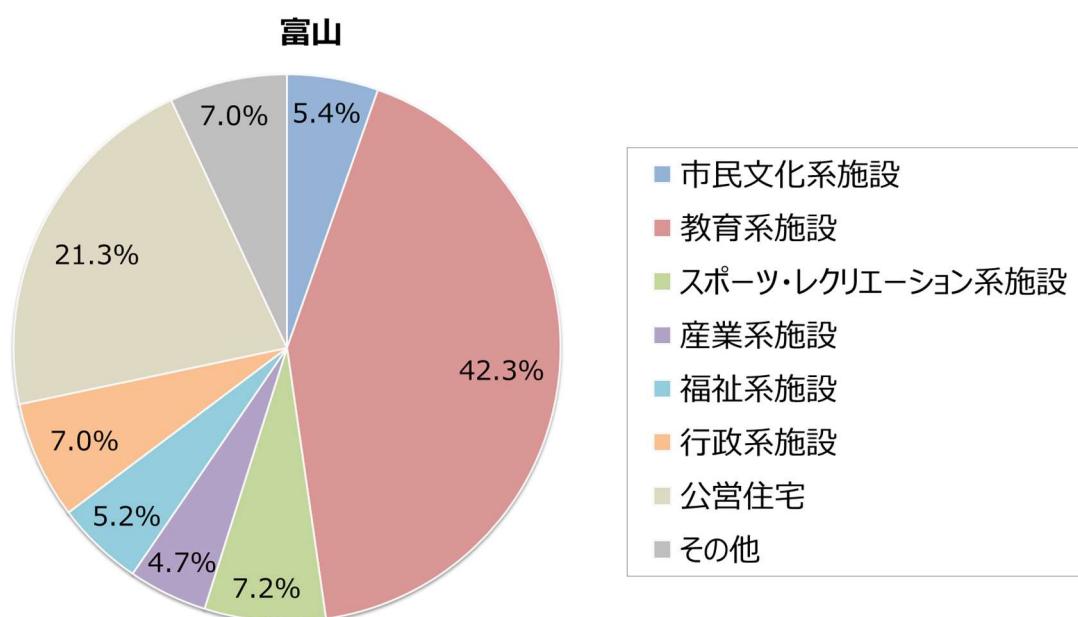
③ 地域別の施設の状況

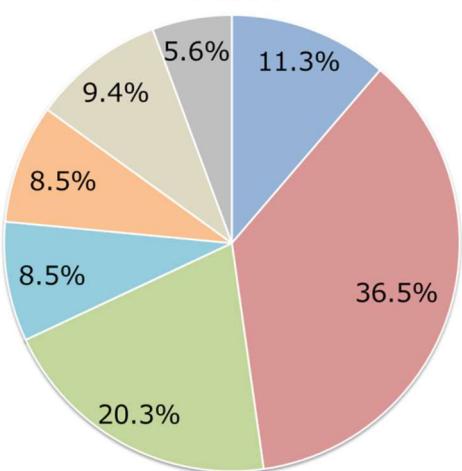
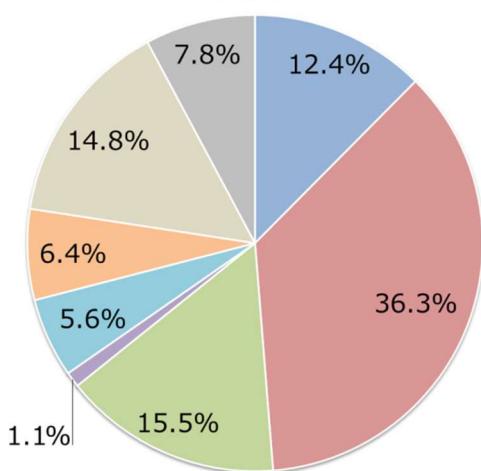
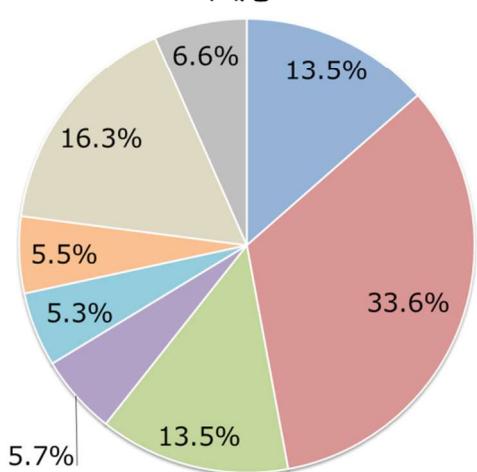
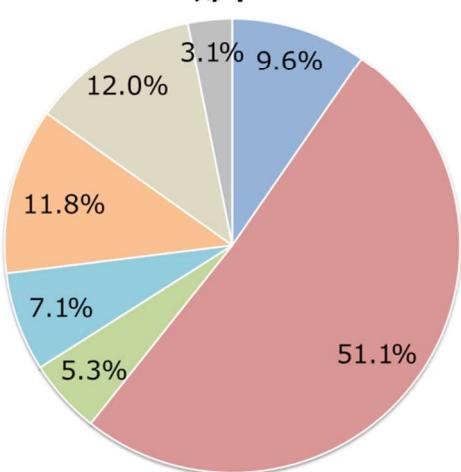
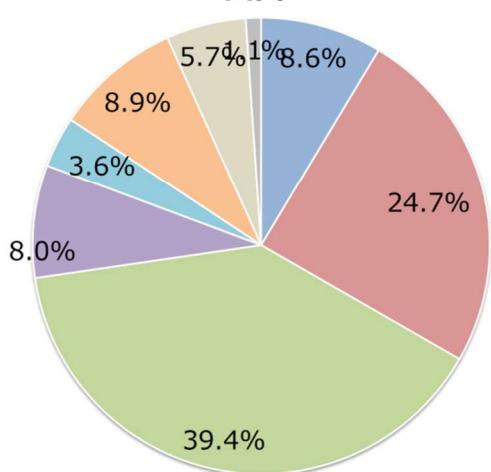
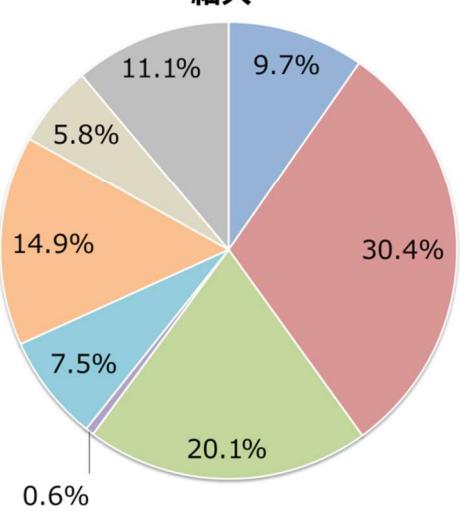
●地域別の施設の整備状況として、山田地域の住民1人当たりの面積は 27.36 m^2 と一番多くなっており、細入地域の 20.04 m^2 、大山地域の 7.3 m^2 がそれに続いており、山間部の地域が多い傾向となっています。



●地域別の施設分類別の面積割合は、富山地域、大沢野地域、大山地域、八尾地域、細入地域において、教育系施設が第1位で約1/3を占めており、婦中地域では、半数以上を占めています。

●山田地域は、他地域と異なりスポーツ・レクリエーション系施設の面積割合が第1位となっています。



大沢野**大山****八尾****婦中****山田****細入**

⑥ 上水道

⇒水道管は、1970年代までに建設された約500kmが更新時期を迎えています。

- 給水人口は、平成21年度（417,122人）をピークに、近年は減少傾向となっていますが、給水世帯数は増加しています。
- 配水量も、減少傾向となっていますが、配水管の総延長は増加しています。
- 水道普及率をみると、平成27年度末時点で98.76%と高い普及率になっています。
- 水道基幹施設(※14)の多くは、昭和40年代から50年代の経済成長期の水需要に対応するため、集中的に建設・整備されており、更新時期を迎えています。

(各年度末日現在)

項目	単位	H27年度	H26年度	H25年度
給水区域内人口	人	417,789	418,580	419,197
給水区域内世帯数	世帯	172,645	170,952	169,429
給水人口	人	412,616	413,358	414,234
給水栓数	栓	182,749	180,787	178,669
普及率	%	98.76	98.75	98.82
配水量	総配水量	m ³	49,648,025	49,801,149
	1日平均配水量	m ³	135,650	136,442
	1日1人当たり平均配水量	ℓ	329	330
配水管総延長	km	3,023.28	3,015.78	3,005.03

⑦ 工業用水道

⇒工業用水道は、昭和34年の給水開始以降、大規模な更新を行っていないため、施設総体の老朽化が顕著

- 契約水量は、平成3年から平成5年（106,200m³/日）をピークに、減少傾向となっていましたが、近年は横ばいで推移しています。

(各年度末日現在)

項目	単位	H27年度	H26年度	H25年度
給水先事業所数	社	18	18	18
総配水量	m ³	23,327,546	23,702,558	23,412,221
有収水量	m ³	23,197,468	23,520,447	23,087,344
一日平均配水量	m ³	63,911	64,939	64,143
契約水量(日量)	m ³	86,600	86,600	86,600
送配水管総延長	m	45,436.2	45,436.2	45,436.2

※流杉水系・朝日水系の合計

(2) 公共建築物の将来更新費用推計

本市は、公共建築物の数・延床面積がともに多く、老朽化が進んでおり、今後は集中して施設の更新時期を迎えることになります。現状の規模のまま全てを更新することは不可能であるため、財政状況や類似都市との比較なども踏まえた、適正規模の施設量への再編が必要です。

●今後40年間で更新費用総額は、9,913.8億円となり、年平均で247.8億円の投資が必要になります。

これは、これまでの投資実績（直近5か年度平均）165.6億円の1.4倍に相当します。

また、今後40年間で3,288億円、年平均で82.2億円の不足が見込まれます。

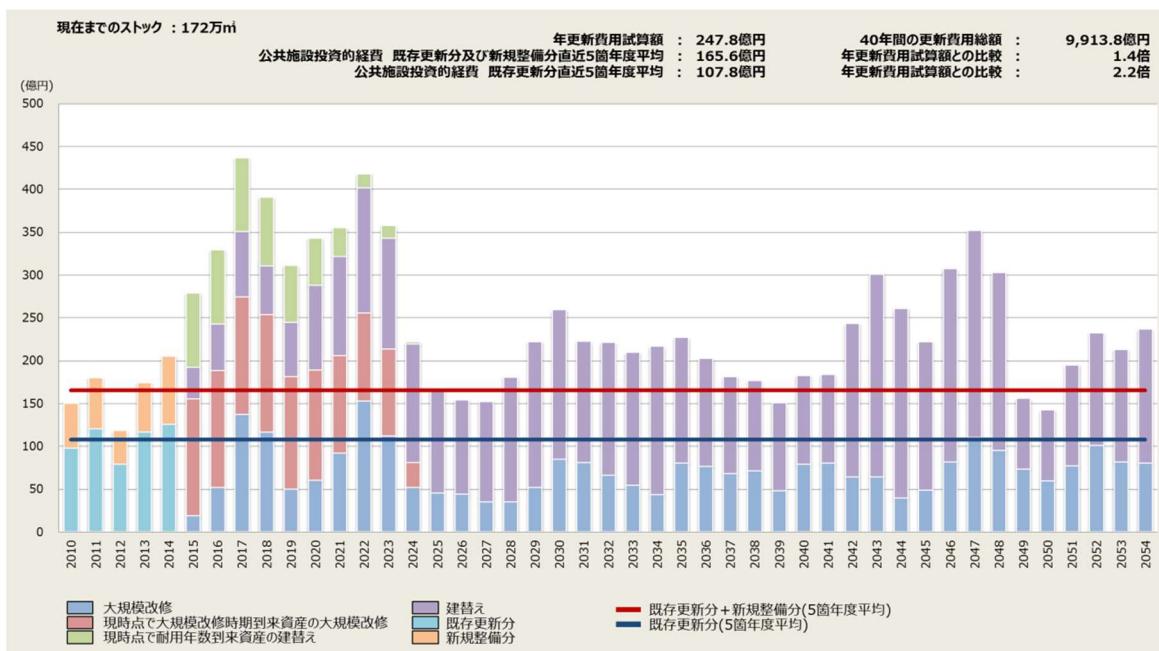
●現在の投資実績をみると、合併特例債等の交付税措置がある有利な起債を活用した、新規整備分の実績が大きくなっています。

このため、既存更新分に限った投資実績（直近5か年度平均）との比較においては、今後40年間で5,600億円、年平均で140億円の不足が見込まれます。

●将来的には、社会保障費の増大や人口減少に伴う市税収入の減少等の影響により、これまでの投資実績額を維持することは困難と推測されます。

●更新費用のピークは2017年度から2023年度までの7年間、2046年度から2048年度までの3年間と見込まれます。

《将来更新費用推計》



○ 公共建築物の将来更新費用推計の試算条件

- 建築から耐用年数の1/2の期間経過後に大規模改修、耐用年数到来後に建替えを行うと仮定して費用を計上します。
- 大規模改修の費用は2年、建替えの費用は3年で均等に分割して計上します。
- 平成26年度時点で既に大規模改修及び建替え時期を迎えているものについては、平成27年度から5年間にわたり、分散して費用を計上します。
- 更新単価は既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に設定しています。
- 病院は建築物のみを対象とし、医療機器類は、耐用年数が多様で、分類も複雑になるため対象外とします。

大分類名	建替単価 (万円/m ²)	大規模改修単価 (万円/m ²)
市民文化系施設	40	25
社会教育系施設	40	25
スポーツ・レクリエーション系施設	36	20
産業系施設	40	25
学校教育系施設	33	17
子育て支援施設	33	17
保健・福祉施設	36	20
医療施設	40	25
行政系施設	40	25
公営住宅	28	17
公園	33	17
供給処理施設	36	20
その他	36	20

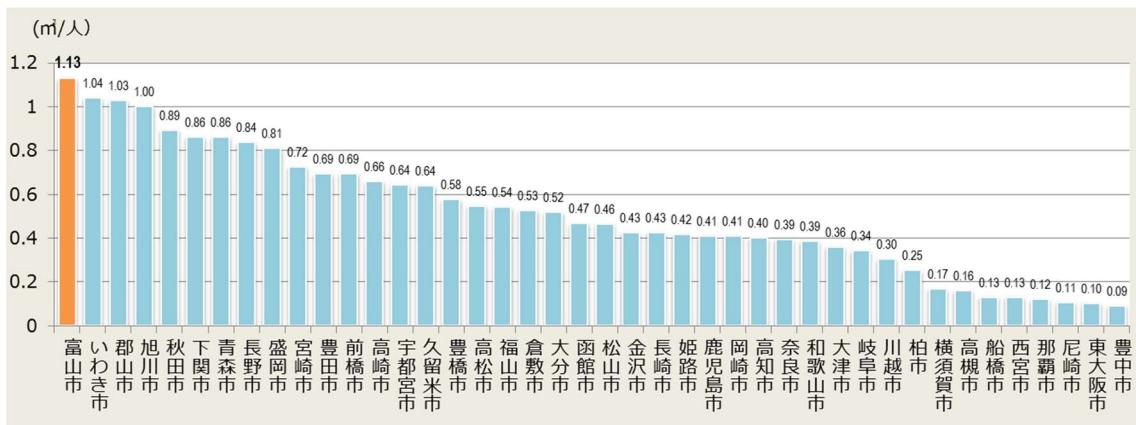
※耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(※15)」(財務省令)に基づく。

(3) 社会インフラの将来更新費用推計

本市は、可住地面積(※16)が広く、市民が生活する範囲も広くなり、生活基盤となる社会インフラの保有量も広範かつ膨大となっています。

こうしたことから、人口減少期においては、市街地をコンパクトにまとめ、社会インフラを再編することが必要です。

«人口1人当たり可住地面積の中核市調べ»



●今後40年間で更新費用総額は、約8,796.3億円となり、年平均で219.9億円の投資が必要になります。

これは、これまでの投資実績（直近5か年度平均）107.5億円の2倍に相当します。

また、今後40年間で4,496億円、年平均で112.4億円の不足が見込まれます。

●既存更新分に限った投資実績（直近5か年度平均）との比較においては、今後40年間で6,684億円、年平均で167.1億円の不足が見込まれます。

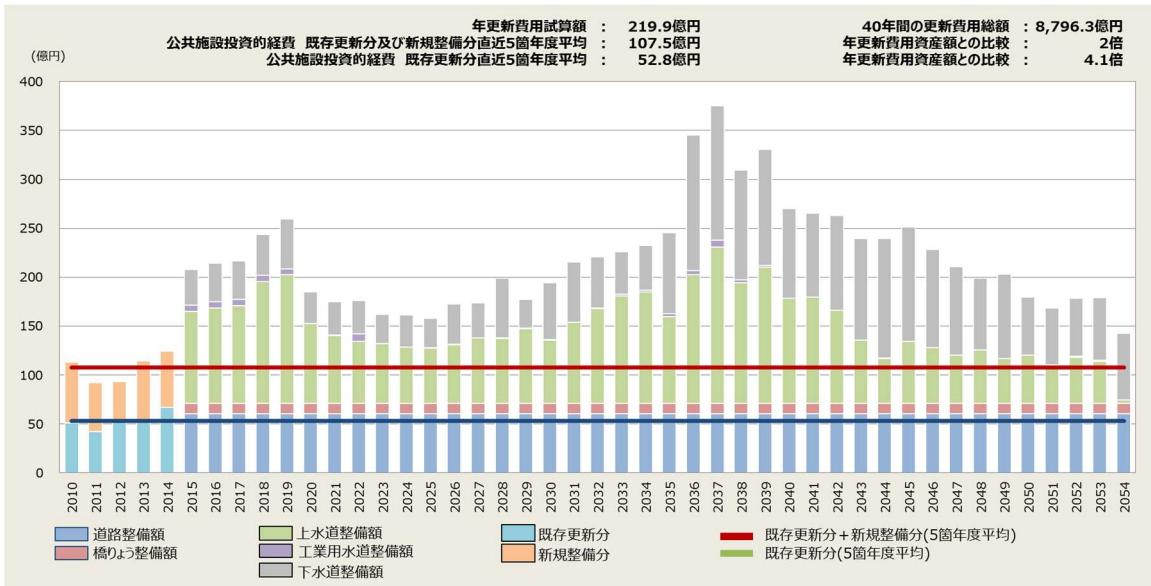
●項目別にみると、今後40年間での更新費用総額は、道路が約2,416.5億円、橋りょうが約430.9億円、上水道が約3,175.3億円、工業用水道が約73.5億円、下水道が約2,700.1億円となっています。

●更新費用のピークは2036年度から2039年度までの4年間と見込まれます。これは、上水道の更新費用のピークとほぼ一致しています。

●上下水道については、当面の間は、上水道の更新費用の割合が大きく、更新のピークを迎える2037年度以降は、下水道の更新費用の割合が大きくなることが見込まれています。

●これらの他にも、河川施設や農業用施設等も保有することから、より一層の不足額が見込まれます。

《社会インフラの将来更新費用推計》



① 社会インフラの将来更新費用推計の試算条件

ア 道路

- 更新年数は、舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命である12~20年のそれぞれの年数を踏まえ15年とし、更新費用は年度別の整備状況の把握が困難なことから、40年間均等に費用を計上します。
- 更新単価は、(一財)地域総合整備財団(総務省の外郭団体)の試算を基に、一般道路は4,700円/m²、自転車歩行者道は2,700円/m²と設定しています。

イ 橋りょう

- (一財)地域総合整備財団の試算を基に、更新年数は60年、更新単価は448千円/m²と設定しています。
- 平成26年度時点で既に更新時期を迎えていいるものについては、平成27年度から5年間均等に費用を計上します。

ウ 上水道・工業用水道

- (一財)地域総合整備財団の試算を基に、更新年数は40年、更新単価は次表のとおり設定しています。
- 平成26年度時点で既に更新時期を迎えていいるものについては、平成27年度から5年間均等に費用を計上します。

導水管・送水管 管径区分	更新単価 (千円/m)	配水管 管径区分	更新単価 (千円/m)
300mm未満	100	150mm以下	97
300~500mm未満	114	200mm以下	100
500~1000mm未満	161	250mm以下	103
1000~1500mm未満	345	300mm以下	106
1500~2000mm未満	742	350mm以下	111
2000mm以上	923	400mm以下	116
		450mm以下	121
		500mm以下	128
		550mm以下	128
		600mm以下	142
		700mm以下	158
		800mm以下	178
		900mm以下	199
		1000mm以下	224
		1100mm以下	250
		1200mm以下	279
		1350mm以下	628

工 下水道

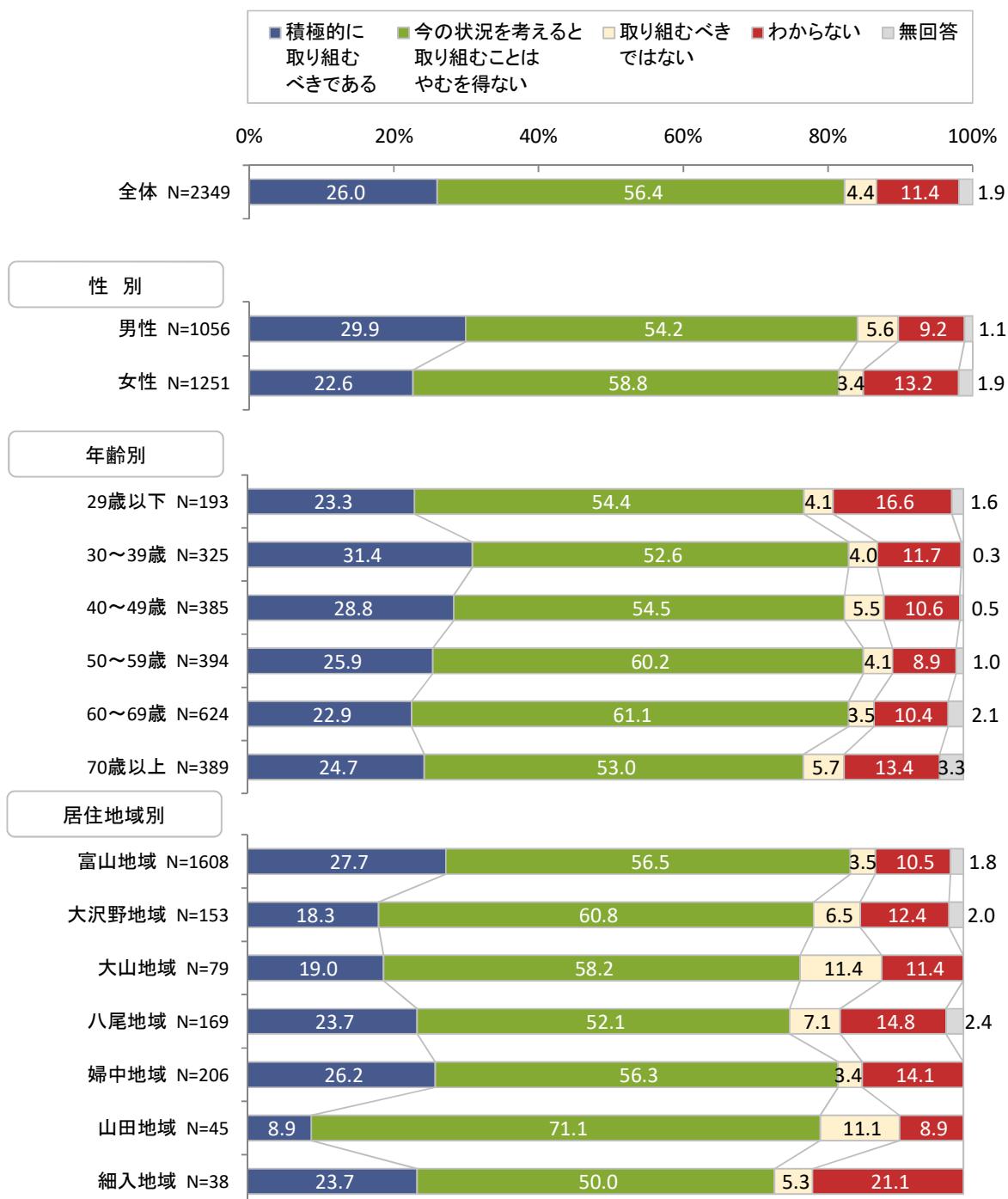
- （一財）地域総合整備財団の試算を基に、更新年数は 50 年、更新単価は次表と設定しています。
- 平成 26 年度時点で既に更新時期を迎えているものについては、平成 27 年度から 5 年間にわたり、分散して費用を計上します。

管径区分	更新単価 (千円/m)
250mm以下	61
251~500mm	116
501~1000mm	295
1001~2000mm	749
2001~3000mm	1,690
3001mm以上	2,347

3 公共施設等に関する市民意識調査(平成 27 年アンケート調査結果)

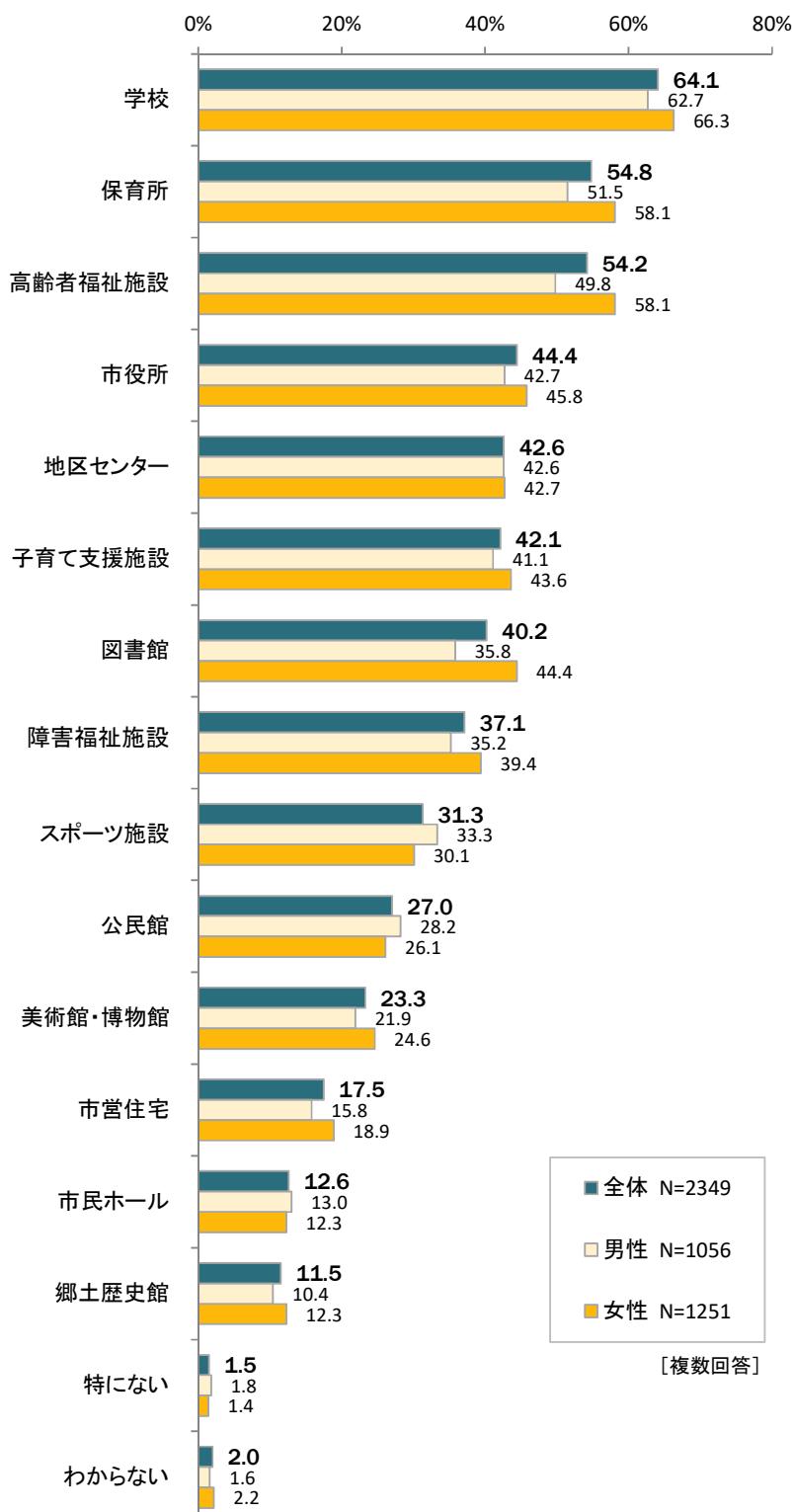
(1) 老朽化した公共施設等の再編について

●公共施設等の再編について、「積極的に取り組むべきである」「今の状況を考えると取り組むことはやむを得ない」を合わせた『取り組む必要がある』という回答が全体の 8 割以上になっています。



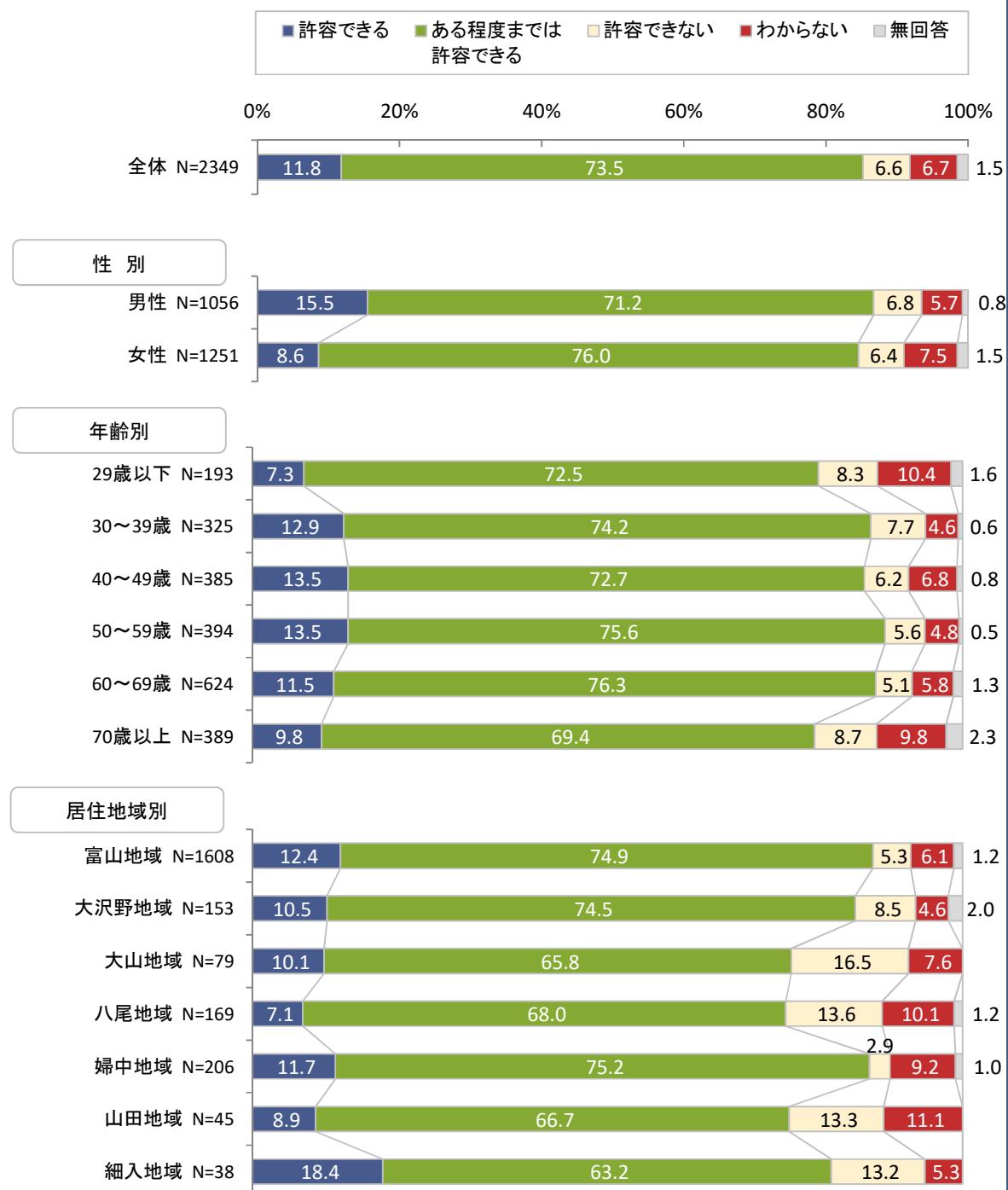
(2) 今後も公共施設等として優先的に残すべき施設

●全体の6割以上が「学校」を、5割以上が「保育所」や「高齢者福祉施設」を、公共施設等として優先的に残すべきとしています。一方、「市民ホール」や「郷土歴史館」は残すべきという回答が約1割程度にとどまっています。



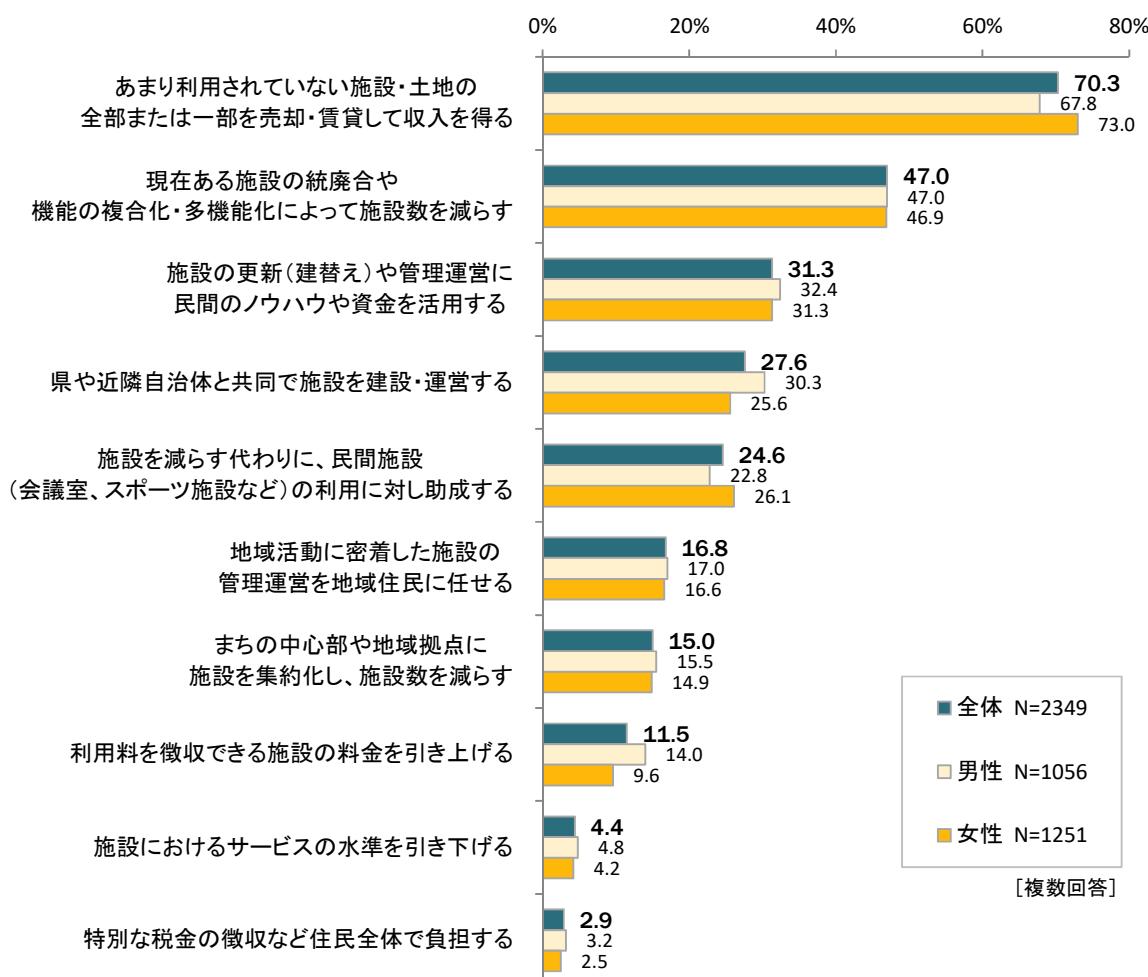
(3) 利便性低下に対する許容度

●公共施設等の再編に伴い、施設が遠くなったり、利用できなくなったりすることについて、「許容できない」という回答が全体の1割以下にとどまっています。



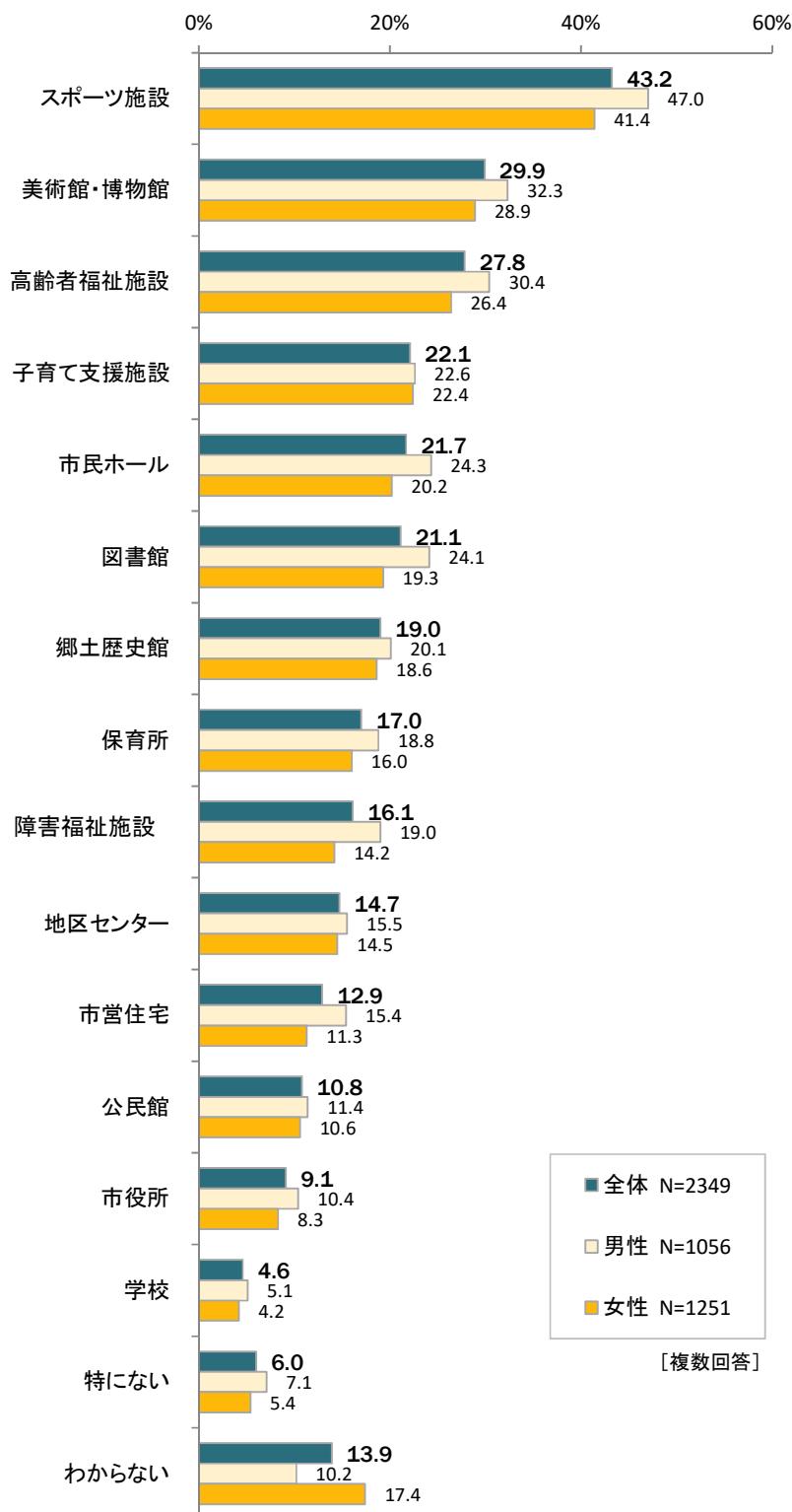
(4) 更新費用の負担を減らす方策

- 全体の7割以上が「あまり利用されていない施設・土地の全部又は一部を売却・賃貸して収入を得る」ことが、公共施設等の更新費用の負担を減らすには有効だと考えています。
- 「現在ある施設の統廃合や機能の複合化・多機能化によって施設数を減らす」ことが有効であるという回答が約半数を占めています。
- 「施設におけるサービスの水準を引き下げる」ことや、「特別な税金の徴収など住民全体で負担する」ことによる方策は、全体の5%未満の回答にとどまっており、市民は負担が増すことなく、これまでどおりのサービスを利用するなどを望んでいるという結果が得られました。



(5) 民間事業者による施設運営

●民間事業者により運営した方がサービスが向上すると思われる施設として、全体の4割以上が「スポーツ施設」、3割弱が「美術館・博物館」を挙げています。



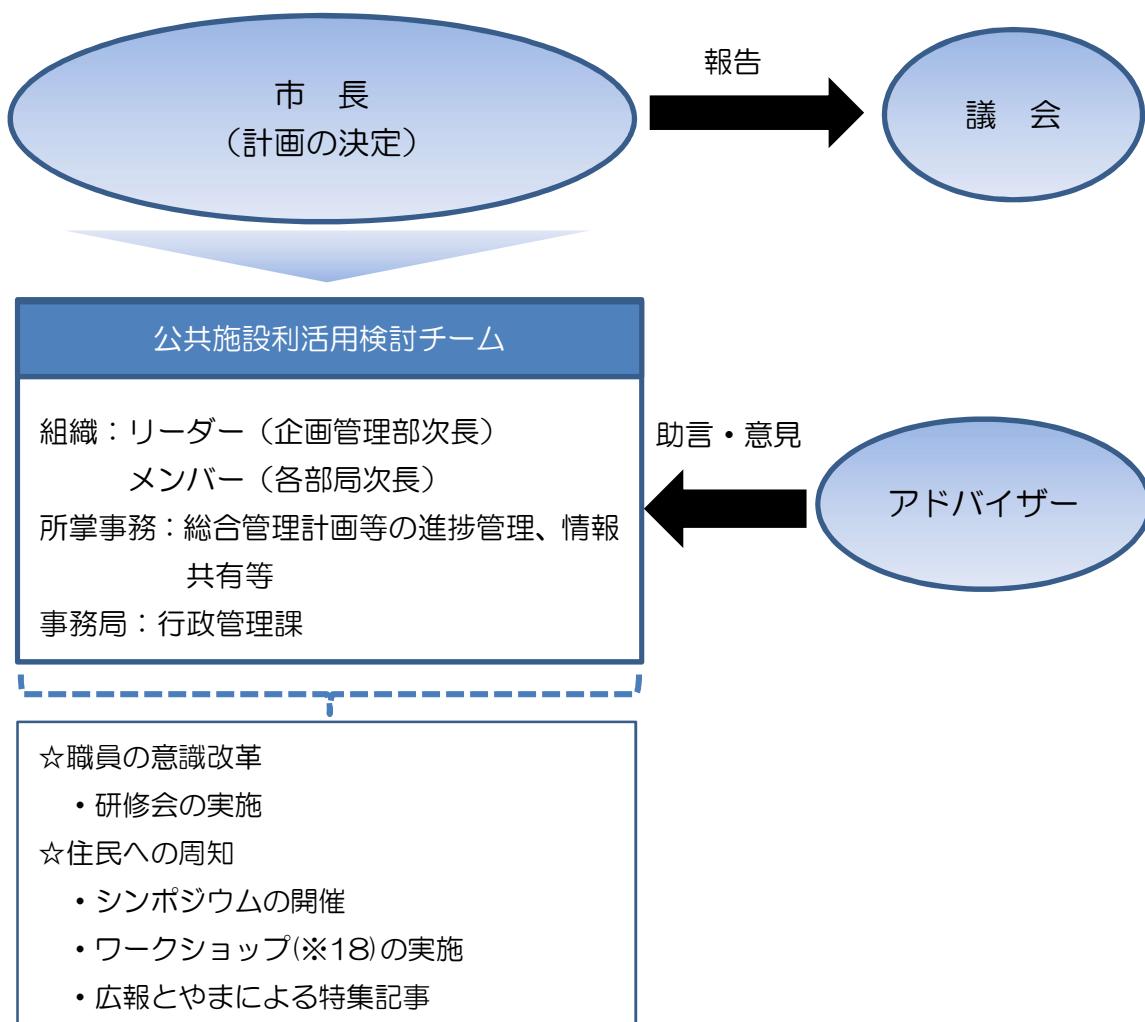
第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

適正かつ効率的な維持管理を行うためには、職員の意識改革を図るとともに公共施設等の管理に関する情報を部局横断的に統括し、情報の共有や総合的なマネジメントを行う仕組みづくりが必要となります。

また、公共施設等のファシリティマネジメントを単なる財政構造改革としてだけの側面として捉えるのではなく、まちづくりや、市民協働(※17)、PPPなどの視点をもって全庁的な取り組みとして進める必要があります。

こうしたことから、全庁的にファシリティマネジメントを推進する部局横断組織となる「公共施設利活用検討チーム」において、一元的な進捗管理を行うとともに、職員研修会の実施や、シンポジウムの開催など、総合的な施策を推進していく必要があります。



2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 数値目標

国の公共施設等総合管理計画の策定指針では、計画期間における公共施設等の数や総床面積に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できる限り数値目標を定めることが望ましいとされています。

しかしながら、本市の公共建築物の総床面積の約4割は学校が占めていますが、現在のところ統廃合に向けた検討を行っていない状況であり、地域合意を前提としていることから、短期間での削減は困難であると考えています。

また、学校に限らずその他の用途の施設についても、市の一方的な都合により廃止を行うことは簡単なことではありません。

公共施設等の総量削減を進めるにあたっては、全市的な少子・超高齢化により求められるサービスの変化や、地域ごとに異なる将来人口、施設の配置状況など、様々な要因を分析して、真に必要とする施設を適正配置していく必要があります。

また、社会インフラについても、それぞれ施設特性が多様であり、講じる対策もそれぞれ異なることや、住民の日常生活に密着している施設であることから、簡単に廃止等の方針を定め、具体的な目標数値を設定することは、困難だと考えております。

このため、本市では、40年間を計画期間とする総合管理計画においては、公共施設等全体の具体的な削減目標を定めないこととしますが、今後、順次策定していく個別計画において、具体的に検討していきます。

なお、公共建築物の個別計画であるアクションプランは、5年間を期間とし、その期間内で具体的な削減目標を設定した上で、個別施設の見直しを図っていくこととしています。

(2) 基本方針

基本方針1 公共施設等の総量削減（廃止・統合・譲渡）

① 公共建築物の再編

本市の公共建築物は、市町村合併により機能が重複した施設が数多く存在しております、市民1人当たりの延床面積（4.0 m²）は中核市平均（3.2 m²）の約1.2倍となっています。このままの状態で、公共建築物を維持し続けた場合、今後40年間の更新費用推計では、累計で約9,900億円であり、年平均にすると約240億円が必要となります。一方、過去5年間の投資的経費の平均額は、新規投資分を含んだとしても、年間約160億円であり、将来もこの額が確保できたとしても、年間80億円、40年間で3,200億円が不足することが見込まれています。さらに、人口減少による税収等の減少や超高齢化に伴う社会保障費の増加も予想され、今後ますます、公共建築物の更新等に投資できる経費は減少すると考えます。

こうしたことから、効率的な維持管理や運営を進めることはもとより、問題を先送りすることなく、施設の廃止や統合、譲渡を積極的に行うなど、あらゆる手段を活用し、公共建築物にかかるトータルコストの圧縮を図っていきます。

② リノベーション（※19）の推進

まだ耐用年数に到達していない施設で、所期の目的を達成したものや稼働率の低下により、施設を廃止すべきと判断した施設については、そのまま放置し、いたずらに追加の経費をかけることがないよう、リノベーションを図り、新たな行政需要に対応した施設として積極的に活用を図ることとします。

③ 新規整備の制約

新規整備については、各種計画や構想に基づき費用対効果や経済効果が見込めるものを精査するとともに、新たな行政需要や真に住民福祉の向上が見込まれることを政策的に勘案し実施する場合を除き、原則、行わないこととします。

基本方針2 PPP戦略の推進

① 公共建築物の複合化・多機能化

公共施設等のマネジメントを効果的に実施する上で、住民サービスを低下させずに、どうやって効果的に公共施設等の再編を行うのかを検討する必要があります。

単一目的の施設から多機能化・複合化施設などへの転換を図り、施設規模は縮小しても、共有スペースを設けることなどにより、サービス機能をできる限り維持します。

② 民間事業者の活用

公共施設等の整備にあたっては、民間事業者の資金とノウハウを積極的に活用します。

また、公共施設等の運営方式については、業務委託や指定管理者制度(※20)だけでなく、PFI(※21)方式やコンセッション(※22)方式等 PPP 手法の導入を検討し、民間事業者の運営方式の方が良質で効率的なサービスが提供できると判断した場合は、サービスや運営管理などを委ねることが重要だと考えます。

なお、提供しているサービスが市の施設を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間施設や民間サービスによる代替の可能性はないのかなどの視点から、民間事業者と連携してサービス提供ができるかなどの検討を行うことが必要であると考えています。

③ 地域プラットフォーム

民間事業者の資金やノウハウを最大限に活用するためには、行政と民間が対等な立場で対話できる仕組みづくりが必要であると考えます。このため、PPP に対するスキルやノウハウ不足などの課題の解消を通じ、本市において多種多様な PPP を推進していくため、「とやま地域プラットフォーム」を設置します。

「とやま地域プラットフォーム」は、地域の産・官・学・金(※23)など立場の異なる様々なステークホルダー(※24)が、PPP 事業を通じて地域住民に対する公共サービスの改善と地域経済の活性化を図ることを共通の目的として、セミナーや各種講座を開催し、PPP 事業のノウハウと案件形成能力の向上を図り、具体的な案件形成を目指した取組を推進します。

基本方針3 新たな財源の確保

① 財産の有効活用

土地や建物などの市有財産は、過去に市が事業を行う上で必要として取得したものであり市民共有の財産です。しかし、今後の維持管理費や施設の更新費用を考えると、全ての財産を保有していくことは困難な状況となっています。今後は「保有する財産」から「活用する財産」へ、という発想の転換のもと、財産が生み出す収益を増大させていきます。

例えば、未利用の土地や利用の少ない建物を民間事業者等に貸し付けることによる賃料収入の獲得、売却による売却益等の確保などを積極的に行っていきます。これらの収益は、他の市有財産を持続的に維持するために活用していきます。

② 公の施設の受益者負担の適正化

公の施設運営には、多額の資金（税金）があてられており、施設を利用する者と利用しない者との間の公平性を確保するとともに、財源の確保を目的として、公共施設等の維持管理に係るフルコストも踏まえながら、無料となっている施設も含め、受益者負担の適正化を進めていきます。

③ 将来の更新への備え

これから行政の都市経営においては、固定資産台帳(※25)の活用など公会計の仕組みを取り入れた行財政運営を行っていくことが求められています。こうしたことから、将来の大規模改修や更新に備え、既存施設のコスト縮減による効果額や廃止等した施設の資産の売却益などを活用していく仕組みを検討します。

また、施設の長期的な修繕計画や更新計画を踏まえ、壊れる前から予防的に補修を行うことは、最終的には施設の保全にかかる費用総額を抑え、施設を長持ちさせることにつながることから、PPPによる民間資金の活用など多様な手法による財源の確保に取り組みます。

(3) 個別方針

① 点検・診断等の実施方針

公共建築物については、職員や指定管理者等の施設管理者により日常的に点検を行うとともに、特殊建築物(※26)については法定点検（建築基準法第12条の定期点検）を建物本体は3年に1度、設備は毎年実施し、5段階による評価を行っています。

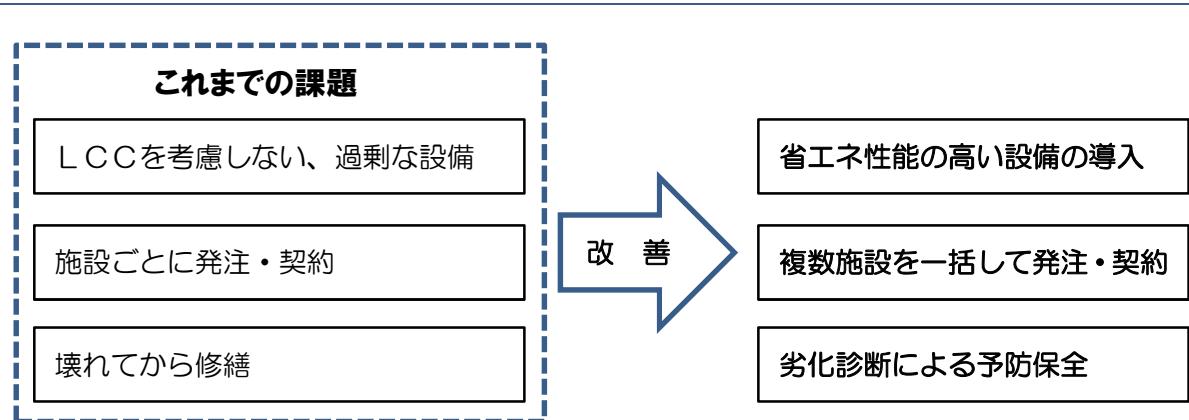
判定区分	内容
D判定	補修、改善をするもの（早急に対応すべきもの）
C判定	精密調査をするもの（早急に対応すべきもの）
B2判定	軽微な対応をするもの
B1判定	観察をするもの
E判定	増築、改築の際に対応をする可能性のあるもの

この5段階評価の結果を実際の修繕等に反映する統一的な仕組みを構築し、無駄のない効率的かつ効果的な修繕を実施していくこととします。

また、社会インフラについても、インフラ長寿命化計画など国から示されている技術基準等に準拠しつつ、パトロールや点検・診断等を実施し、危険箇所や劣化状況の把握に努めます。また、橋りょう等の高度な専門性を要する社会インフラへの対応として、専門知識を有する職員を採用するなど、職員のスキルアップに取組み、効果的な手法を検討していくこととします。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

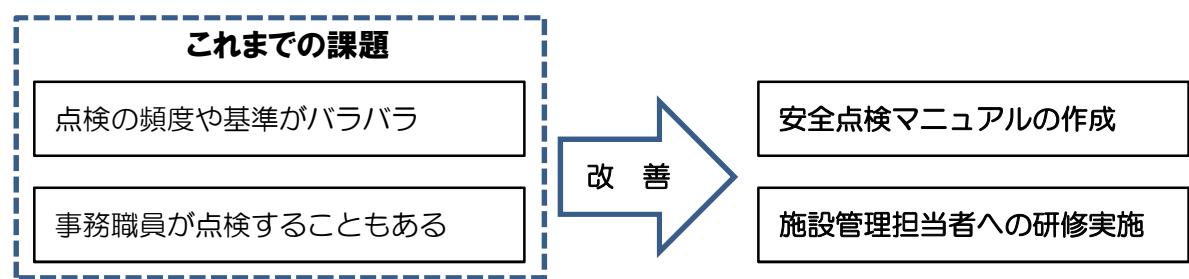
今後も継続して使用する施設については、安全性や利便性など必要な改修・修繕を計画的に実施して、長寿命化(※27)を図る必要があります。このため、公共施設等に係るデータベース（以下「公共施設等マネジメントシステム」という。）を整備し、公共建築物については、定期点検結果を踏まえた予防保全型の維持管理を行うことで、修繕等の突発的なコストの発生を抑え、LCCの縮減・平準化を図ります。また、省エネ性能の高い設備機器等の積極的な導入を図り、維持管理費の節減に努めます。また、社会インフラについては、道路、橋りょう、上水道、下水道等の施設ごとに、劣化状況を把握しながら、特に劣化が進みやすい部分、機能が損なわれた際の社会的な被害（リスク）の大きさなどを勘案し、優先順位をつけて、効率的な維持管理、修繕、更新等に努めます。また、包括的な一括発注方式の導入や、民間事業者の資金やノウハウの活用などにより、維持管理・運営費を抑制します。



③ 安全確保の実施方針

施設の安全点検作業は、統一的な頻度や基準がなく、また、担当する職員の経験が不足していることなど、様々な課題を抱えています。こうしたことから、点検のポイントを分かり易く整理し、マニュアル化するとともに、それに基づく定期点検により、劣化状況を的確に把握することで、安全性の確保を図ります。

さらに、本市の災害特性や地域の実情を踏まえ、適切な安全対策を事前に講じます。特に、社会インフラについては、ライフラインとして市民生活に密接に関係することから、計画的な安全対策を進めます。



④ 耐震化の実施方針

学校施設については、耐震診断結果に基づき、優先的かつ早急に耐震化を進めます。また、その他の用途で耐震化が実施されていない施設については、防災特性（防災拠点、避難所等）・地域特性（地盤の揺れやすい地域や商業地域等）・その他の視点（代替性や統廃合の見込み）などを判断した上で、耐震診断を実施するとともに、優先順位に配慮しながら早急に更新や補強による耐震化を実施します。

⑤ 長寿命化の実施方針

公共施設等は、利用者にとって使いやすく、快適、衛生的な場であること、省エネルギー、環境負荷の低減に資することなどが必要です。これらの機能が確保されている状態を可能な限り維持するとともに、これらに支障となる劣化などを把握し、適切な時期に適切な修繕や更新を行える体制を構築します。

また、修繕や改修などを計画的に行うことは、施設の寿命を法定耐用年数以上に延ばし、施設の更新費用の削減など財政的な負担を軽減することから、耐用年数を効果的に延伸できる施設や社会インフラについては、優先的に長寿命化対策を進めます。

⑥ 統合や廃止の推進方針

今後、基本的には公共施設等の新規整備は行わないこととし、公共建築物については、①全市域が利用対象となる施設②一定程度の地域（複数の中学校区）で利用される施設③地域単位（複数の小学校区以下）で利用される施設を区分して考える3階層マネジメントの考え方のもと、施設類型別に再編を図るとともに、施設の配置状況、利用状況、老朽度、類似施設の有無等を考慮して、公共施設等ごとに総合評価した上で、統廃合等を検討します。

また、3階層マネジメントにより地域等を単位に利用される施設として位置づけた施設については、その地域のあらゆる世代や立場の方々の考えを踏まえた上で、将来市民にとって必要とする施設を見極めながら、統廃合を進めていきます。

なお、総量の削減と合わせて、施設の集約化・複合化・転用・譲渡も視野に入れた総合的な検討を踏まえ、公共施設等で提供すべき機能やサービスの再編もPPPを活用して計画的に進めます。

社会インフラについても、リスクベースメンテナンス(※28)の考え方を踏まえ、重要度に応じて管理水準を定めるなど、メリハリの利いた管理に努めるとともに、十分な社会的便益が得られないものや利用が限られたものについては、廃止を検討します。

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

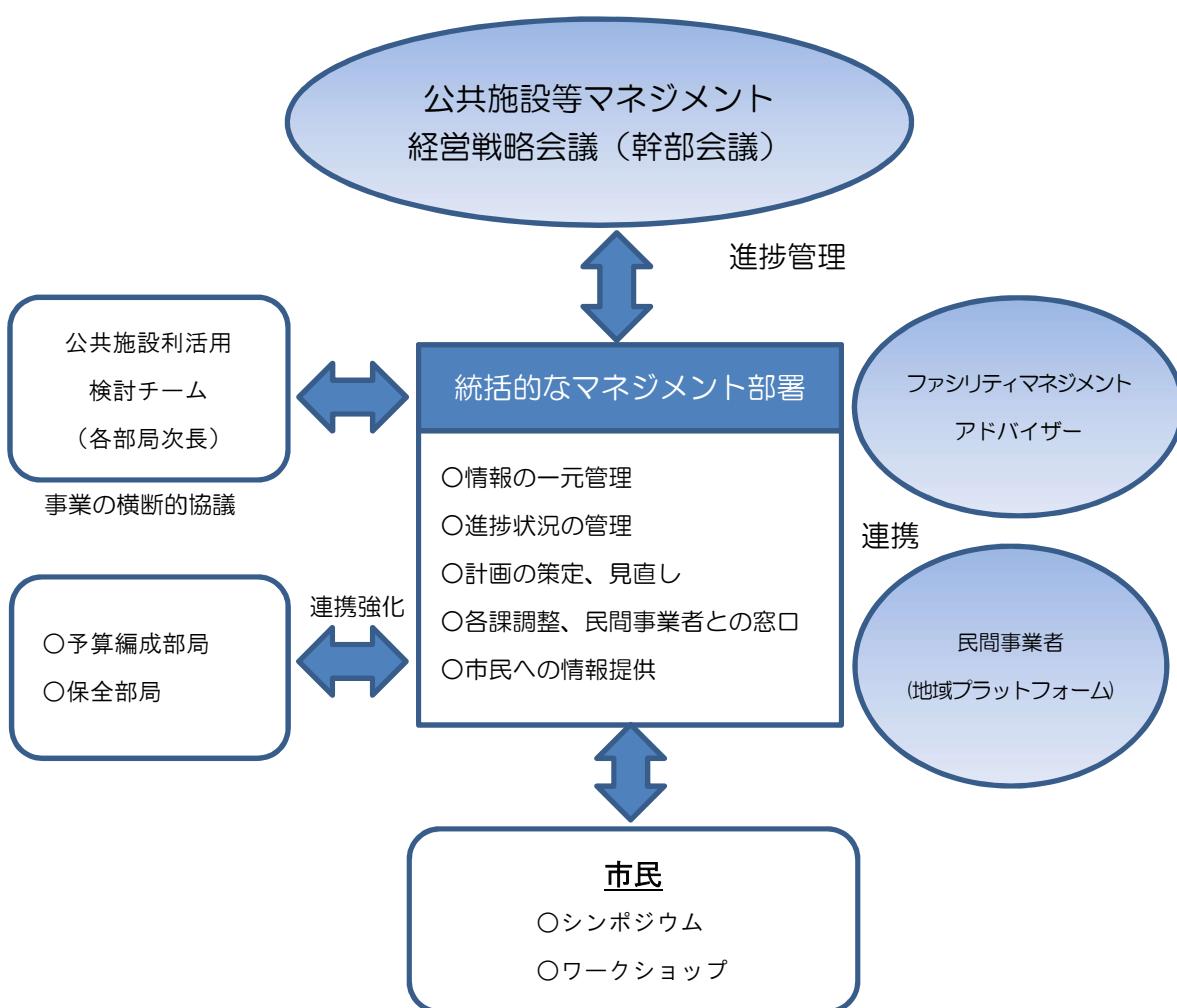
今後は、公共施設の改修や更新の際には、誰もが使いやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行います。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

市が保有する全ての資産を長期的な視点をもって、総合的に管理していくため、庁内の各部局が連携を取りながら一丸となって公共施設等のマネジメントに取り組めるよう、公共施設等マネジメントの司令塔となる専門部署を設置します。また、それぞれの組織や職員が同じスタンスで、目標を共有することが必要であることから、職員の意識改革を図るため、専門家等による職員研修を継続的に実施します。さらに、必要なノウハウを持った民間の人材を活用します。

また、公共施設等のマネジメントを確実に推進するにあたり、市長のトップマネジメントの実践を基本として、施設情報の一元管理や全庁横断的な連携・調整機能を発揮できる庁内推進体制を構築し、総合的な管理や個別計画の進行管理を行っていきます。

さらに、効果的かつ実現可能な公共施設等マネジメントを実施するため、財政部局や建設部局との連携強化が不可欠であることから、一元的にマネジメントできる仕組みを構築します。



(4) 公共建築物の再配置における方針の検討

再配置方針として、大きく分けて施設分類ごとの視点と圏域ごとの視点の2つの観点を相互に関連させて再配置を進めます。

施設分類とは、学校や公営住宅等のように用途による分類のことで、大・中・小の区分で分類していますが、主に施設類型別の基本方針で設定した分類を基本とします。

圏域区分とは、日常的に利用する地理的範囲による区分とし、「富山市都市マスタープラン(※29)」で設定している地域別を基本に14の圏域とします。

○施設分類からの検討

施設分類ごとに、施設それぞれの劣化状況・利用状況・コスト状況を分析し、これらの評価が相対的に悪い施設については機能再編を順次検討します。

○圏域区分の検討

圏域区分単位で、その地域住民が必要とする機能をどのような数量・配置で保有するかといった観点から検討します。

○施設分類と圏域区分を考慮した再編成イメージ

		施設分類				
		集会施設	図書館	学校	スポーツ施設
圏域分類	圏域A	■■■	■■	■■	■■	
	圏域B	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	
	圏域C	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	圏域D	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	



具体的にはアクションプランの戦略編で検討

(5) フォローアップの実施方針

計画の実効性を高めるために、個別計画の具体的な数値目標に対する進捗を定期的に確認していくことが必要です。進捗状況は、ホームページ等において定期的に公表するとともに、社会情勢の変化等に応じて住民説明会等を実施し、合意形成を図りながら、市民の皆さんと共に新たなまちづくりを進めます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 市民文化系施設

1-1 集会施設

施設の状況と課題等

- ①集会施設は、84 の公民館と 21 施設のその他集会施設が整備されている。
- ②公民館は、地域における学習やコミュニティ活動、交流活動の拠点としての機能のほか、多くは地区センターを併設し、住民とフェイス・トゥ・フェイスで行政手続き・窓口業務ができる出先機関としての機能も有する。また地区コミュニティセンター、図書館、児童館等を施設内に併設しているものもある。
- ③平成 17 年の合併時に、旧町村の公民館のうち、旧富山市の公民館設置条例や利用規程とは異なる施設機能（体育施設機能、金銭授受を伴う集会機能（算盤塾等） 等）を持つものについては、地区コミュニティセンターとしたため、地区コミュニティセンターと公民館が併設されている施設となった。
- ④地区コミュニティセンターは、単独で設置されているものが 2 施設、その他 13 施設は公民館の併設施設として整備されている。
- ⑤その他の集会施設は、一定の対象者を中心とした集会の用に供する施設となっている。（平等集落センター、音川東部地区農村集落多目的共同利用施設、道島地区農村集落多目的共同利用施設は平成 28 年 3 月に地元へ無償譲渡）これらの施設は、利用率が低い。
- ⑥公民館は、旧富山市の方針に基づき、昭和 50 年代から、小学校区ごとに 1 館ずつ整備が進み、合併後も同様の方針に基づき整備が進められている。ただし現在は、小学校の統合により、小学校区よりも公民館の施設数の方が多くなっている。小学校の統合に合わせ、コミュニティの範囲が統合されるとは限らないので、小学校区の数に捉われず、人口減少等を見据え、機能の拡充を行うなど公民館の最適な配置を検討する必要がある。
- ⑦市民にとっては、地区コミュニティセンターと公民館の施設の違いが分かりづらい状態となっている。運用基準を見直し、全て地区コミュニティセンター（あるいは公民館）に統一するといった見直しが必要と考えられる。
- ⑧利用率が低い施設が少なからず存在することから、実情やニーズにあわせて施設のあり方を検討する必要がある。
- ⑨一部の施設は老朽化が進んでおり、毎年 1 から 2 施設程度、耐震性に問題のある施設を優先して、建替えを進めている。計画的な修繕・改修により長寿命化を図り、維持管理していくが、改築時には、学校など他施設との複合化を検討する必要がある。

⑩他の施設と比べて規模や設備が過剰ともいえる施設があるため、維持管理費を意識しながら、必要とする施設の規模や設備のあり方を検討する必要がある。

方向性

- ①将来にわたって利用率等の改善が見込まれないことが予想される施設は、公民館等の連携を念頭に置き、住民にとって利用しやすい施設として、小学校区に1か所の配置を目指し、集約を図る。
- ②小学校区に変更があった場合、既存の利用者に配慮し、10年間の経過措置を設ける。
- ③児童生徒が減少している一定以上の規模をもつ学校において、余裕教室や敷地の一部を活用して集会施設を移転整備するなど、小中学校との複合化・多機能化を検討する。学校内部の特別教室（音楽室・調理室等）や図書館の地域開放も検討する。不特定多数の方が校舎内に入り出す際には、安全性の確保、教育への支障排除について十分な措置を行う。
- ④新耐震基準（※30）を満たしておらず耐震化することが求められている施設、利用に著しい支障をきたしている箇所について、集会施設全体で群として優先順位を定めた上で、改修や改築を進めていく。また、他の施設との公平性や維持管理費の観点から過剰と思われる規模、仕様、設備等となっている場合は、改修の際などにそのあり方の見直しを行っていく。
- ⑤公民館の改築・新築にあたっては、人口規模に応じた建設規模基準を設けている。この基準を超えた規模の公民館を設置する要望等がある場合には、社会教育委員の審議を経て、公民館の規模を決定する。
- ⑥中山間地域など人口減少が著しい地域における公民館等の改築に際しては、空き家等の借上げ方式を検討する。
- ⑦利用者の利便性向上に向け、地域で運営することにより、地域コミュニティとより密接な連携が図れると考えられる場合は、地元団体への管理運営委託等、運営体制の見直しを行う。

1-2 文化施設

施設の状況と課題等

- ①文化施設は富山市芸術文化ホール（オーバードホール）、市民プラザ、大沢野文化会館、大久保ふれあいセンター、大山文化会館、八尾コミュニティセンター、婦中ふれあい館の7つのホール、富山市民芸術創造センター、富山能楽堂、八尾コミュニティセンター分館（杉風荘）の3施設を対象とする。
- ②富山市芸術文化ホールは、定員2,200名の大規模なホールを有するなど、富山県のみならず、日本海側の劇場を代表する芸術文化の発信拠点としての役割を担っている。その他の6つのホールは、音楽や演劇等の鑑賞、研修・集会、体育活動など、地域の文化活動の拠点として整備されている。
- ③富山市民芸術創造センターは、音楽・演劇・舞踊・美術等市民の芸術文化活動を活性化させるために、練習の場を提供する施設であり、富山市内のみならず、県内の芸術文化団体や、各種市民団体の練習の拠点としての役割を担っている。
- ④富山能楽堂は、能楽、狂言、邦楽、茶道等、我が国の優れた伝統芸術を継承保存し、振興普及を図るために設置されている。
- ⑤八尾コミュニティセンター分館・杉風荘は、短歌や俳句、茶道等の芸術文化活動の場として設置されている。
- ⑥文化施設は、その設置目的から音響や舞台照明等一般の公共施設には存在しない特殊な設備を有し、経年に伴いこれらの更新が必要になってきた際に多額の費用を要する。また、その一方で稼働率が低下していたり、定員に対して十分な利用を充足しない使われ方が多いなど、資産の有効活用の観点からの課題も存在する。
- ⑦市の文化振興、文化を通じてのコミュニティ活動の拠点としての役割を果たす上で一定の機能を維持することは重要であるが、県や民間施設の保有する類似施設との機能代替や、他の市有施設への機能移転等の手法も使いつつ、市として保有を継続するかについてそのあり方を検討していく必要がある。

方向性

- ①富山市芸術文化ホールは、今後も市の中核的な文化施設としての役割を果たしていくため、存続させることとする。あわせて定員に対する稼働率を高める工夫を行う。
- ②大沢野文化会館は、平成28年度末に廃止し、隣接の「大沢野生涯学習センター」や「大久保ふれあいセンター」を代替施設として利用する。

- ③大山文化会館は、施設の老朽化や耐震性の不足、利用率の低さなどから、平成30年度末でホール棟は使用を廃止（図書館棟は使用を継続）することとしている。小規模な行事については近隣の代替施設を活用し、入場者の多い演奏会等については、市内の他のホールを活用する方針である。ホール棟は廃止前に大規模な修繕等が必要となった場合には、休止することもあり得るが、それまでの間は事業を継続する。
- ④その他のホールは、その将来的な存続や規模のあり方について、地域のなかでの役割、周辺の類似施設との連携等の視点から検討していくこととするが、稼働率の低下している施設は、廃止や民間への譲渡も視野に入れて検討を行う。
- ⑤継続して保有する施設については、中長期的な改修計画に基づき、施設及び各種設備の劣化状況や利用頻度等も勘案し、適時適切な施設改修・設備更新を実施する。特に舞台照明や音響機器など大きな費用を要する改修については、その費用対効果を慎重に検討して実施する。
- ⑥演劇・能・茶道など特定の活動を行うことを主目的とする空間であっても、利用されていない時間帯などに、集会やイベントなど当該目的以外の活動も許可するなど、施設の稼働率の向上を図る工夫を行う。

2. 社会教育系施設

2-1 図書館

施設の状況と課題等

- ①図書館は 26 施設が整備されている。本館、とやま駅南図書館、こども図書館の 3 館は市の中央に位置する施設である。本館は平成 27 年度に TOYAMA キラリ内に移転開館した。このほか、地域館 6 館・分館 17 館が所在する（うち福島分館は平成 27 年 10 月に廃止した）。地域館、分館は公民館など地域のコミュニティ施設と複合化されている。
- ②本館、とやま駅南図書館、こども図書館は築年数が浅く目立つ老朽化は見られない。地域館、分館は昭和 50 年代に建設されたものが半数近くあり、公民館等、入居している施設の建替えに合わせ、順次更新を行ってきている。
- ③図書館の間で書籍の相互融通を行ったり、移動図書館で施設等を巡回するなど、「みんなに本を地域に図書館を」の方針で事業を行っている。また、一部の学校では、地域の図書館を学校図書館としても使用している。

方向性

- ①本館、とやま駅南図書館、こども図書館については、図書事業の中核拠点として引き続き運営を継続する。
- ②地域館・分館の将来的な存続や規模のあり方については、利用度並びに地域バランス、地区センターや公民館、コミュニティセンター、学校図書館等との連携等を踏まえ、適正配置に向けて検討するとともに、併設施設との関係性も考慮しながら、廃止や統合も視野に入れた見直しを行う。
- ③存続することとなった図書館は、入居している地区センターや公民館等の改修計画に基づき、適時適切な施設改修・設備更新を実施する。

2-2 博物館等

施設の状況と課題等
<p>①31 施設の博物館等が整備されている。文化財や遺跡、史跡を保存し展示するもの、科学や芸術の資料を保存展示するものなど多様な施設がある。</p> <p>②市内外の利用者の他、一部施設では小学校の学習にも使われている。</p> <p>③利用者数が少ない施設がある。企画展示の内容や、ガイドの内容、情報発信の方法等を工夫することで、多額の費用をかけずに利用者増を図れる可能性があり、各施設のノウハウの共有なども進め、工夫していく必要がある。</p> <p>④施設は老朽化が進んでおり、耐震性にも問題がある。</p> <p>⑤合併前に各地域で建設した施設がそのまま存在しており、施設数が多いことから、専門の学芸員を館ごとに専任で配置することができない。</p>
方向性
<p>①利用の少ない施設については、文化や歴史の振興・保存の観点も踏まえつつ、廃止や他の施設との統合・複合化も視野に入れたあり方についての見直しを行う。</p> <p>②利用者の安全性確保や長寿命化のための改修は計画的に実施していくこととする。またそれ以外の改修に際しては、展示内容の魅力の向上や利用増につながるものであるかを勘案した上で、費用対効果をあげる投資していく必要がある。</p> <p>③入館料のあり方について検討を行う。利用者の利便性向上に向け、運営体制の効率化について検討を行う。また、展示内容の見直しや季節による営業体制の見直し等を検討する。</p>

2-3 その他社会教育施設

施設の状況と課題等

- ①その他社会教育施設は、市民学習センターと大沢野生涯学習センターの2施設が整備されている。
- ②市民学習センターは、民間からの借上げ施設である本館と、市が保有する市民大学陶芸実習施設と市民学習センター分室で構成されている。市民に生涯学習としての機会と場所を提供する施設であり、富山市民と富山市に勤務先のある人を対象とし、利用者は公募で募集している。
- ③大沢野生涯学習センターは、大沢野公民館と大沢野図書館が入居している複合的な施設である。市民大学プラネット講座の受講者数は定員に満たないものが多く利用率向上に向けて対策を検討する必要性がある。
- ④市民大学陶芸実習施設と大沢野生涯学習センターは、築年数が経過していないため大きな劣化は見られないが、陶芸等を行うための機器の製品寿命が短く定期的な改修が必要となっている。

方向性

- ①利用率を高めるための改善を行うが、将来にわたって改善が見込まれないことが予想される場合、また、市や民間の施設で機能を代替できると判断された場合は、あり方についての見直しを行う。
- ②利用者の安全性確保や長寿命化のための改修は計画的に実施していくこととする。

3. スポーツ・レクリエーション系施設

3-1 スポーツ施設

施設の状況と課題等

- ①体育館が 17 施設（うち牧体育館は平成 28 年 3 月廃止）、武道館が 6 施設（うち富山鍊成館は平成 28 年 3 月廃止）、プールが 13 施設、野球場が 2 施設、陸上競技場が 1 施設、その他スポーツ施設が 6 施設整備されている。
- ②昭和 40 年から 50 年代に建設された施設を中心に、老朽化が進んでおり、利用者の安全性確保・機能性確保に支障が出ている場合、改修等が必要である。
- ③恒常に利用率が低くなっている施設、土日やイベント時には稼働率が高いものの平日はあまり利用されていない施設、季節に利用が集中する施設などが存在し、期間、時間に関係なく稼働率を高めていく運営上の工夫が望まれる。
- ④民間が保有する施設や民間の事業と機能重複している施設が見られる。
- ⑤受益者負担の観点から、利用料金のあり方について見直していく必要がある。

方向性

- ①利用率の低い施設は改善を行いつつ、将来にわたって改善が見込まれないことが予想される施設については、廃止・統合を行う。
- ②特に、体育館については、(1)市内全域を対象とし、大規模なスポーツ大会やイベント等が実施できる施設 (2)複数地域を対象とし、スポーツ大会が実施できる施設 (3)地域を対象とし、サークルスポーツ活動が実施できる施設 の3層構造に再編するとともに、(1)と(2)については、引き続き市所有として存続させ、(3)については、老朽化にあわせて、そのあり方についての見直しを行う。
- ③民間で実施することができる施設や機能については、原則廃止することとし、施設については、民間へ譲渡する。
- ④利用形態や利用頻度を勘案し、改修等の優先順位付けを行い、中長期的な改修計画を策定するとともに、利用者の安全性と利便等を考慮した適切な施設改修・設備更新を実施する。
- ⑤利用者の利便性向上に向け、予約方法や利用料金等の運営体制の見直しについて検討を行う。

3-2 レクリエーション・観光施設

施設の状況と課題等

- ①観光施設が24施設、宿泊・入浴施設が8施設整備されている。
- ②観光施設は、自然を活用したキャンプ場、農業体験の場、スキー場、公園の展望・休憩施設、市の伝統文化を紹介する施設、道の駅など物産を販売する施設等である。
- ③比較的古くから整備されてきたため、建物の老朽化が進んでいるものが多い。また、設置された当時と、利用ニーズが変化し、利用が少なくなっている施設も多く見られる。
- ④宿泊・入浴施設は、健康増進や交流促進等の目的で設置され、入浴施設を保有するものが大半である。老朽化に伴う施設リニューアルが課題になっており、比較的新しい施設であっても入浴施設を保有するものは経年劣化により配管やポンプ、ボイラーなどの改修に大きな更新費用を要するものも多い。

方向性

- ①収益性が高く、行政が運営をしなくても支障のない施設については、民間に事業移管することを検討する。
- ②観光施設は、他の分野に比べ、民間事業者が参入しやすい分野であり、民間に積極的に事業移管を行う。なお、民間への事業移管が困難な施設のうち、行政目的の高い施設は、運営の効率化を進め、引き続き維持していく。それ以外の施設については廃止を推進する。
- ③宿泊・入浴施設は、民間への事業移管が困難なものは廃止する。廃止の際には民間類似施設の利用補助を行うなど代替手段を検討する。
- ④利用者の安全性の確保のための改修は実施していくが、利用者の利便性や機能性を向上させるための改修については、利用ニーズを見定めた上で費用対効果の高いものを中心に実施していく。
- ⑤利用者の利便性向上に向け、条例等の改正を行い、利用料金や利用時間の弾力化を行うとともに、民間のノウハウや経営手法を活用できるように運営体制の見直しの検討をする。民間運営が可能な施設については、民間への事業移管を積極的に推進する。
- ⑥健康増進及び介護予防など社会的に今後重要な機能を強化し、レクリエーション機能の縮小を図る。

4. 産業系施設

施設の状況と課題等
<p>①会議や研修の場の提供、民間企業の育成支援や市民への産業体験を提供するための施設であり、20施設が整備されている。各省庁の補助金を活用して整備されたものが多くなっている。</p> <p>②会議・研修を行う施設で最も大規模なものが、国際会議場である。平成11年に整備され、市内のみならず広域のコンベンション機能を担っている。その他の会議・研修施設の中には稼働率が低下しているものが見られ、運営の工夫とともにそのあり方を見直す必要がある。</p> <p>③民間企業への育成支援施設として、オフィスを提供するもの、実験や研究などを支援するものがあるが、施設によっては空室が目立ったり、実験や研究の委託の件数等が近年低迷している施設もあり、あり方を見直す必要がある。</p>
方向性
<p>①利用率の低い施設は改善を行いつつ、現在の社会環境から見たニーズに合わせた施設の普及促進を検討し、維持管理する。設置当初との社会環境の変化から、時代のニーズに合わなくなった施設は更新を行わないこととする。</p> <p>②市の産業振興に資するため、今後も市が保有していく施設については、長期的な改修計画を策定するとともに、利用者の安全性と利便性などを考慮し適切な施設改修・設備更新を実施する。</p> <p>③利用者の利便性向上及び収益性の向上に向け、運営体制の見直しの検討をする。</p>

5. 学校教育施設

5-1 学校

施設の状況と課題等

- ①小学校は 65 施設、中学校は 26 施設が整備されている。1 校当たりの延べ床面積は小学校が 6,388.73 m²、中学校が 8,092.17 m²と市の保有する公共施設の中では、大規模かつ保有総量が大きい。
- ②保有面積のうち多くが高度成長期から安定成長期の児童生徒数の急激な増大に合わせ整備されており、平均築年数は 30.9 年となっており、老朽化が進んだ校舎が多く、対応が必要となっている。
- ③耐震化工事や長寿命化させるための外壁、防水工事について、年間数校ずつ計画的に実施しようとしているが進捗が遅れている。また教育環境を確保するための内装、トイレ等の改修も十分に実施されているとはいえない。
- ④児童生徒数がピーク時よりも大幅に減少しているにもかかわらず、校舎の面積は概ねピーク時と同じである。当時と比較して少人数教育の導入や、多様な学習環境の整備が必要になっているため一概には言い難いものの、施設に一定のゆとりが存在すると考えられる。
- ⑤校区によっては将来的に児童生徒数が大幅に減少し、小規模校となるものも存在する。その際は統合を検討することも必要となる。

方向性

- ①将来の人口推計からも、面積は維持又は縮小し、適正規模の学校に向け、再編を検討する必要がある。大きく児童生徒数の減少が見込まれる施設については、文部科学省が平成 27 年 1 月 27 日に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を踏まえ、再編に取組み、規模の縮小や統合を積極的に進めることとする。
- ②児童生徒数の減少やスペースの有効活用により、集会施設等の他用途との複合化・多機能化を検討する。複合化・多機能化にあたっては児童生徒の安全性を確保するとともに、教育活動の支障のない範囲で行うこととする。また地域コミュニティの核としての学校の役割を鑑み、地域の方々の意見もとり入れることとする。
- ③安心・安全な教育環境の確保のため、引き続き、施設及び各種設備の劣化状況により適時適切な施設改修・設備更新を実施する。施設の数が多いため、学校別に一律に実施するのではなく、対策が必要な棟について、何棟かまとめて対策別の工事計画を定めることとする。
- ④耐震化工事を最優先で実施する。老朽化したものについては、大規模改造により長寿命化を図る。改築は基礎の劣化等により、大規模改修が困難な場合のみ行う。

5-2 その他教育施設

施設の状況と課題等
①その他学校施設は、給食センターが 2 施設、教育センター、野外教育活動センターである。
②給食センターは、19校の中学校と 1 校の小学校へ調理・配食を行っている。
③教育センターは、研修、調査研究、教育相談、視聴覚事業を行っている。
④野外教育活動センターは、自然環境のなかでの集団生活を通じて、心身ともに調和のとれた健全な少年の育成を図るため、平成 4 年に設置された。児童生徒数の減少により、現状のままでは利用者の増加は見込めない。築年数 24 年であり修繕更新の必要性が高くなっているため、平成 34 年度までの修繕計画を作成している。
方向性
①市の教育を支える施設として引き続き維持管理を行う。ただし、野外教育活動センターについては、文部科学省の学習指導要領にも掲げている「体験活動の充実」という点を考慮しながら、そのあり方の見直しを行う。
②利用者の安全、衛生環境の確保をするための改修工事を実施していく。

6. 子育て支援施設

6-1 幼保・こども園

施設の状況と課題等

- ①市の所有として、保育所が 42 施設、幼稚園が 10 園（上滝幼稚園は平成 28 年 3 月廃止）、認定こども園が 1 園整備されている。
- ②市の直営以外にも保育所、認定こども園など民間で 52 の保育施設が存在する。市全体として未就学児童数は減少傾向にあるが、入所希望児童は増加傾向にあるため、保育ニーズの高い地域については、改築等の際に定員増を図っている。引き続き、官民合わせて保育の量の拡充を図る必要がある。一方で、保育所の利用希望は地域による差も存在し、定員を上回って児童を受け入れている施設もあれば、在籍児童数が定員を下回る施設も存在する。
- ③病児保育など、利用者ニーズを踏まえた取組み（保育所への看護師の配置、看護師を配置した保育所への送迎サービス等）を進めていくことが必要である。
- ④市の保育所のうち、11 施設が建築年数 40 年以上となるなど、老朽化が進んでおり、新耐震基準を満たしていない施設も存在する。利用者数の動態を考慮し、改築、統廃合、大規模改修などの方針を検討する必要がある。
- ⑤周辺の人口規模や入所状況などを勘案し、これまで 24 施設を民営化してきたが、特別保育を充実するため、今後も引き続き民営化の可能性を検討していく必要がある。
- ⑥親子サークルや子育て支援センター、一時保育など、地域における子育て支援の拠点ともなることから、統廃合や民営化を検討する際には、市内における公立保育所の配置を考慮する必要がある。
- ⑦幼稚園においては、富山市幼稚園適正配置計画に基づき、いくつかの幼稚園を廃園としてきた。
- ⑧幼稚園の多くで老朽化が進んでおり、耐震化、改修、事後保全的修繕で対応している。
- ⑨保育所、幼稚園、認定こども園については、改築時における他施設との複合化や、他施設の空きスペースへの機能移転についても検討する必要がある。ただし民営化の対象となる可能性が高い施設については、複合施設とすることが民営化に支障をきたす可能性があるため、慎重に検討する必要がある。

方向性

- ①保育の効率的なサービス提供のため、中長期的な入所児童数の見込の把握に努め、ニーズの高い地域では、改築等の際に定員増を図る一方、地域によっては、保育所の統廃合を検討していく必要がある。また、引き続き、民営化を進めていく。
- ②幼稚園については、私立幼稚園の配置状況や定員状況を勘案しながら、ニーズを踏まえ、統合を進めていく。
- ③入所希望児童が増加傾向にある地域や施設については、改築・改修時に定員数を増やしていく。

6-2 幼児・児童施設（児童館）

施設の状況と課題等
①児童館が12施設整備されている。
②児童館は、児童の学習場所・遊び場所を提供するとともに、子育てを行っている親への相談対応等を行っている。一部の児童館は、健全育成事業（学童保育）の機能や子育て支援センターの機能を持っている。どの施設も中学生までの児童を中心に一定の利用者が存在するが、新しい施設を除いて、特に大きな変動はない。他施設との複合化については、具体的な計画はないが、改修・改築に際しては、複合化を検討する必要がある。
③児童館においては、子育て支援センター事業や学童保育など、類似する事業を異なる所管課（子育て支援センター事業は子育て支援課）が実施している場合がある。現在も一部の児童館が子育て支援センターの機能を持っているが、家庭児童相談課と子育て支援課等の連携を進め、組織横断的に機能の一元化を含め、最適なサービスのあり方を検討していく必要がある。
方向性
①児童館については、利用圏域などを踏まえると、現在の施設数は維持することが必要と考えられるが、利用者数等を勘案し、各施設の面積は維持又は縮小し、効率化を図る。

7. 保健・福祉施設

7-1 高齢者福祉施設

施設の状況と課題等

- ①老人福祉センターと老人憩いの家等が 8 施設、慈光園、細入総合福祉センターの 2 施設が整備されている。
- ②老人福祉センターと老人憩いの家は、高齢者を対象に、入浴サービスや、レクリエーションスペースの提供等を行っており、老人憩いの家は、老人福祉センターと比べて小規模な施設となっている。いずれの施設も昭和 50 年前後に建築されており、老朽化が進んでいる。
- ③老人福祉センターと老人憩いの家は、各施設の機能平準化を図っており、各施設の周辺に居住している住民が主に利用している。
- ④老人福祉センターと老人憩いの家は、いずれの施設も、指定管理者制度を導入している。複数の施設を包括する形ではなく、各施設の単位で、指定管理者を選定している。
- ⑤入浴設備は、更新費用が高額なため、設備が劣化した際の対応について機能廃止を含め早急に方針を決定する必要がある。
- ⑥入浴機能については、類似の民間施設も存在するため、それらも考慮した上で、サービス提供方法を含め、施設のあり方を検討する必要がある。
- ⑦高齢者は増加傾向にあるが、利用者数はあまり増加していない。特定の利用者・コミュニティが利用していることが多く、新しい利用者が入りにくい状況も勘案し、新しい利用者がコミュニティに入りやすいように働きかけることも必要と考えられる。
- ⑧以前は無料だった利用料金の有料化の取組みを進めているが、受益者負担の観点から引き続き利用料金のあり方について、検討していく必要がある。
- ⑨指定管理者制度を導入しているが、事業を実施できる団体が限られている。新規参入を促進するなど、競争環境を構築することも必要と考えられる。
- ⑩高齢者福祉施設は、高齢者の自立支援や市民の交流を総合的に推進し、市民の福祉及び健康の増進に資する施設である。高齢者への介護サービスを行っているが利用者が少なく、利用率向上の検討を行う必要性がある。
- ⑪設備などが老朽化していることから施設の機能内容など検討する必要性がある。

方向性

- ①老人福祉センター等は、当面は高齢者人口の増加が見込まれるが、平成 50 年代前半をピークに、高齢者人口も減少に転じることが予想されていることや、高齢者のニーズも多様化してきていることなどを踏まえ、施設の更新は行わないこととする。

②施設の見直し方針の検討中は、利用者の安全性と利便等を考慮した範囲内で、適時適切な施設改修・設備更新を実施する。

③利用者の利便性向上に向け、運営体制の見直しを検討するとともに、民間のノウハウを活用しながら、サービス水準の向上や、運営の効率化を図る。

7-2 障害福祉施設

施設の状況と課題等
<p>①恵光学園、障害者福祉プラザ、富山市婦中生活介護事業所の3施設が整備されている。</p> <p>②恵光学園は、知的障害を持つ未就学児を対象に、通園型で、集団生活に対応するための訓練等を行っている。木造で約20年が経過しており、屋根や床の老朽化が見られる。利用ニーズは高く、通所を待っている児童もある。県内でも類似施設は他に3施設（魚津市、南砺市、高岡市）しか存在しない。総曲輪に建設予定の富山市まちなか総合ケアセンターへ機能を拡充する。</p> <p>③障害者福祉プラザは、運動室、プール、デイサービス、通所作業センター、生活介護事業所など、複数の機能を持ち、在宅の障害者を対象に、総合的な福祉サービスを提供している。屋根などは一部老朽化が見られるが、現時点では、施設機能を維持するまでの問題は起こっていない。市内及び県内において類似施設は存在しない。</p> <p>④富山市婦中生活介護事業所は、知的障害者の生活支援として、入浴等の介護や各種訓練を行っている。平成18年度に建築されており、施設の大きな劣化は見られない。</p>
方向性
<p>①類似施設が少ないことから、当面は、引き続き施設を運営していくが、民営化が図れると判断できた場合は、実績のある社会福祉法人等への移管を進めることとする。移管することが困難な施設は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図る。</p> <p>②利用者の利便性向上に向け、民間のノウハウを活用しながら、専門職の安定的な確保を含めサービス水準の向上や、運営の効率化を図る。</p>

7-3 児童福祉施設

施設の状況と課題等
<p>①愛育園と和光寮の2施設が整備されている。</p> <p>②愛育園は、養護を必要とする児童（乳児を除く）のための福祉施設であり、「慈光園」との隣接複合施設として、世代間交流を図っている。</p> <p>③施設に付設された体育館（多目的ホール）を開放し、園児と地域の方々が楽しく触れあえる機会をつくり、地域交流の推進に努めている。</p> <p>④和光寮は、母子生活支援施設であり、社会的自立が困難な母子家庭が入所により保護される施設である。入所後は、社会的な自立のために生活を支援し、相談や援助を行う。平成28年に、愛育園に併設した。</p>
方向性
<p>①対象となる利用者を考慮すると、現在の施設数は維持することが必要と考えられることから、存続させることとする。</p> <p>②中長期的な改修計画に基づき、適時適切な施設改修・設備更新を実施する。</p>

7-4 保健施設・医療施設

施設の状況と課題等
<p>①富山市保健所、中央保健福祉センター、北保健福祉センター、大山保健福祉センター（平成 28 年 4 月に移転）、西保健福祉センター、ハ尾健康福祉総合センター、角川介護予防センター、富山市・医師会急患センター、感染症病棟の 9 施設である。</p> <p>②昭和 40 年から 50 年代に建設された施設を中心に、老朽化が進んでおり、利用者の安全性確保・機能性確保に支障が出ている場合、改修等の改善が必要である。</p> <p>③富山市・医師会急患センター、感染症病棟は市の政策的な医療を支援する施設として設置されている。</p> <p>④角川介護予防センターは、全国初の温泉水による多機能温泉プールを活用して多様な介護予防プログラムを提供している施設である。事業内容を充実させ、アクティブラジニアなどの利用者の拡大を図る必要性がある。また、施設は築 5 年しか経過していないが、温泉水を使用しているため配管劣化が水道水に比べて早いため、計画的な修繕の実施により、施設機能維持をする必要がある。</p>
方向性
<p>①合併前の旧市町村の枠組みを基本としていた保健福祉センターについて、将来の世代別の人口推計を踏まえ、適正な規模や配置のあり方を検討し、検診等は他の施設で実施するなど、必要なサービス機能を維持しながら再編を進めることとする。</p> <p>②中長期的な改修計画に基づき、適時適切な施設改修・設備更新を実施する。</p>

8. 行政系施設

8-1 庁舎等

施設の状況と課題等

- ①庁舎は本庁舎を始め 12 施設が整備されている。
- ②本庁舎は、築 22 年経過しており、一部で老朽化が見られるため、平成 26 年度に保全計画を策定し、優先順位を定めメリハリをつけた改修工事を実施している。
- ③その他の庁舎は、住民への窓口サービスを実施しているほか、事務所として使われており、合併前の役場庁舎を使っている施設が多く、多くの施設は未耐震で老朽化が進んでいるほか、空き室が多くなっているものもある。

方向性

- ①本庁舎については、適切な改修を実施し、存続させる。
- ②行政サービスセンター、中核型地区センターは、もともと合併前の旧町村の本庁舎として利用されていた建物であり、比較的大きな施設である。合併後の組織体制変更に伴い建物のスペースに余剰が発生しているものがあることや施設自体の老朽化が進んでいることから、将来的には、適正な規模の建物へと面積の縮減を図るとともに、市民の利便性を向上させるよう複合化を図る。

8-2 消防施設

施設の状況と課題等

- ① 8 施設の消防署と 9 施設の出張所が整備されている。国の指針に則り、適切な水準での消防力の確保が行われるように配置されている。
- ② 消防施設は、災害時の活動拠点として、どの施設よりも強靭でなければならぬいため、耐震性、防災性を引き続き維持していく。

方向性

- ① 消防施設は、災害時において現場対応の拠点となるなど、重要な防災機能を担っており、施設の改修や更新に合わせ、防災機能の強化を図る。特に耐震不足の施設は優先的に改修・改築を進める。
- ② 市民の安心・安全に必要不可欠な施設であるため、必要な消防能力を維持し、時代とともに変化する消防需要に的確に対応するとともに、より効率的な施設のあり方を検討していく。

8-3 その他行政系施設

施設の状況と課題等
<p>①対象となる施設は、斎場・納骨堂・靈園・死亡人安置室、エコタウン交流推進センター、北部中継場（中継棟・管理棟）、環境センター、婦中環境事務所である。</p> <p>②斎場は4か所で昭和40年代から50年代に建設された3施設の老朽化が進んでいる。</p> <p>③エコタウン交流推進センターは、平成16年に建設され、延べ床面積は1,155m²である。富山市エコタウン産業団地内にあり、市民への環境教育の場として、エコタウン内の見学受付、研修等を実施している。</p> <p>④環境センターは、市民から排出される一般廃棄物の収集基地であり、災害時には災害ごみの収集拠点としても利用できる。</p> <p>⑤北部中継場は、北部地域の可燃ごみの中間処理施設であり、婦中環境事務所は環境にかかる業務を行う事務所である。北部中継場と婦中環境事務所は、老朽化が進んでおり、ごみ収集ルートの見直し、事務機能の統合を行うこととし廃止が予定されている。</p>
方向性
<p>①現在の4斎場については、火葬件数に応じ、再編を検討する。</p> <p>②斎場については適時適切な施設改修・設備の更新を検討し、民間と機能が重複する施設については廃止も検討する。</p> <p>③環境センターなどにおいては、ごみ収集業務の一定割合の直営維持を念頭に置き、民間への委託を拡大し、施設の統合を進める。</p>

9. 公営住宅

施設の状況と課題等
<p>①平成 28 年 4 月 1 日現在、48 団地/4,761 戸を整備しており、その内訳は、公営住宅 45 団地/4,370 戸、特定公共賃貸住宅団地 7 団地/105 戸（うち、準特定優良賃貸住宅 2 団地/21 戸）、賃貸住宅 3 団地/274 戸、地域特別賃貸住宅 1 団地/12 戸（うち、準特定優良賃貸住宅 6 戸）となっている。また、公営住宅のうち、10 団地/257 戸は公民連携の新たな手法（借上公営住宅等）にて供給している。</p> <p>②昭和 40 年代までは郊外での建設、昭和 50 年以降は市街化区域や用途指定地域での建設が進み、平成元年以降は既存団地の建替えなどを実施している。</p> <p>③公営住宅法により、耐用年数は 70 年と決められており、大規模修繕には国の補助と起債にて対応している。</p> <p>④特に、外壁改修と屋上防水の大規模な修繕については計画的に実施しているが、設備機器類の修繕は事後保全としている。</p> <p>⑤旧耐震基準で建設された団地については、入居停止や建替え等の対策を実施中である。</p> <p>⑥平成 18 年度に策定した「富山市公営住宅等整備計画(※31)」を概ね 5 年ごとに見直すことにしており、直近では平成 25 年 3 月に見直しを実施した。</p>
方向性
<p>①原則として新たな団地の整備は行わないこととし、当面は世帯数が増加していくため現状を維持していくが、将来的には世帯数の動向を踏まえつつ戸数の調整を図っていく。</p> <p>②中長期的な改修計画に基づき、施設及び各種設備の劣化状況や利用頻度等も勘案し、適時適切な施設改修・設備更新を実施する。</p> <p>③人口減少や高齢化、団地の立地条件などに基づく空き家数の増加予測を踏まえ、耐用年数を迎えた施設については極力廃止に努めるとともに、廃止を見込む施設の大規模な修繕については、慎重に判断していく。</p> <p>④施設の維持管理においては、委託の範囲拡大や包括委託の導入など費用の縮減を検討していく。</p>

10. 市民病院

施設の状況と課題等

- ①昭和 58 年度に、移転改築された。
- ②県立中央病院、富山赤十字病院、富山大学附属病院、済生会富山病院とともに地域医療の中核を担う病院となっている。
- ③建物は新耐震基準を満たしているが、築 32 年が経過し、施設や設備等は老朽化が進んでいる。また、医療技術の進歩や最新の知見に基づく施設管理の考え方に対応するため、これまでに病棟改修や外来改修を実施してきたが、対応されていない部門もある。
- ④平成 22 年度から 27 年度の 6 か年については経常収支はプラスとなっているが、今後は、診療報酬の改定等により、経営が厳しい状況となることも予想される。

方向性

- ①市内には中核病院が複数あるため、県が策定する地域医療構想も踏まえ、本病院の役割を明確にしていく必要がある。
- ②建物自体は当面は利用可能と思われるため、病院機能を維持・向上させていくための改修工事などを計画的に実施する一方で、地域での本病院の役割や機能を踏まえて将来的な改築等を含めた病院のあり方を検討する。
- ③大規模な改修や病院機能の向上にかかる整備を検討する際には、中長期的な経営状況や病院のビジョンを踏まえ、費用対効果を十分に考慮する。
- ④施設の性格上、設備機器の更新に多大な費用を要するが、医療機能の維持における重要度に応じて、優先順位をつけながら整備を行っていく。

1.1. 上水道・工業用水道・下水道

施設の状況と課題等

- ①上水道の基幹施設の多くは、経済成長期からの水需要に対応するため、集中的に建設・整備されており、更新時期を迎えるものが多い。水管は導水管・送水管・配水管の別、材質の別ごとによる耐用年数に応じて着実に更新を進めているが、今後は、人口減少や節水型機器の普及により給水量が減ってくることが予想され、管径のダウンサイ징や管路の統廃合を検討する必要がある。
- ②浄水施設、配水池、ポンプ所等の施設は、法定耐用年数、重要度、老朽度を考慮し、費用の平準化に努めて更新を計画的に進めている。
- ③工業用水道は、昭和34年の給水開始以降、大規模な更新を行っていないため、施設総体の老朽化が顕著な状況にあり、対応を検討する必要がある。
- ④下水道施設は、これまで市域の拡大や都市化の進展に合わせて、集中的に整備を進めてきているが、今後、これらの施設が一斉に老朽化を迎えることから、対策に係る経費が集中しない様、計画的かつ効率的な調査・改築を進めていく必要がある。
- ⑤集落排水事業・地域し尿処理事業(※32)など他の汚水処理事業との一元化も含め連携を強化していく必要がある。

方向性

- ①富山市上下水道事業中長期ビジョン(※33)に基づき、公営企業として将来にわたり持続可能な事業経営を維持するため、アセットマネジメント(※34)に取り組み、中長期的な視点に立った計画的、効率的な施設の整備、更新を進める。
- ②上水道は、浄水場の改築や老朽管の更新などの事業を着実に推進しているが、収益の減収が見込まれるため、各施設の整備規模を十分に精査し、改築・更新を継続して計画的に進めていく。
- ③工業用水道は、今後も低廉かつ安定的な工業用水供給を継続するために、更新需要や財政収支の見通し、ユーザー企業との合意形成等、多面的に検討していく。
- ④下水道は、計画的な点検等により施設状況の正確な把握に努め、状況に応じて予防保全型の維持管理・修繕等を効果的に実施し、施設の長寿命化を図る。また、農業集落排水施設やし尿処理施設との連携を強化し、各地域の特性に合わせた計画的・効率的な管理を推進する。

12. 公園

施設の状況と課題等

- ①平成28年3月31日現在、1,048か所の市公園があり、市全域を対象とした、大規模な都市基幹公園（総合公園、運動公園等）や、近隣居住者を対象とした中小規模の住区基幹公園（近隣公園、街区公園等）に区分される。最も小規模な公園である街区公園は981公園と多く、面積は100m²～1haまで幅広い。
- ②街区公園は日常管理（草むしりなど）を地元に依頼し、公園面積に応じて報償金を年間約2,000万円支払っている。フェンスや柱の破損、樹木の剪定などは市が対応している。
- ③近隣公園以上の規模の公園は造園事業者に管理を年間委託している。公園の維持管理で最も費用がかかるのは樹木の管理である。遊具関係は耐用年数を基本として更新する計画である。
- ④建設当時と公園に対する市民のニーズも変化しており、維持管理の効率化を図る必要がある。

方向性

- ①現状のまま維持することを基本としつつ、社会情勢の変化や必要性を考慮した上で、機能や配置の再編について検討するとともに、公園施設の計画的な管理を推進するため、長寿命化の方針を定める。
- ②施設及び各種設備の劣化状況や利用頻度等も勘案し、優先順位付けを行った上で適時適切な施設改修・設備更新を実施する。
- ③避難場所として利用されることを考慮し、公園内に設置されている施設について、適切な点検及び維持管理による安全確保を図る。
- ④指定管理者制度に基づいた業務の進捗管理や指定管理料の見直しなど、維持管理・運営の改善や効率化を進める。
- ⑤街区公園については、市民や地域団体等による清掃や除草など、市民との連携による施設管理を今後も継続していくと共に、地域でより利用し易く、管理し易い施設となるよう努めていく。
- ⑥街区公園は地域コミュニティに必要な施設であるが、同一町内に複数ある街区公園や利用頻度の極めて低い街区公園については、統廃合等も視野に入れ、維持管理の効率化を図っていく。

13. 道路・橋りょう

施設の状況と課題等

- ①市道延長は年々増加しており、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間で約 109km 増加している。
- ②市道の維持管理延長が増加する中、維持管理費は、ほぼ横ばいで推移しており、舗装や側溝等の老朽化に伴う舗装剥離や陥没の発生など、市民生活への影響が懸念される。
- ③降雪量の多い年には、除雪関連経費が道路維持更新費（橋りょう含む）の約半分と大きな割合を占める。また、市道延長の伸びや除雪機械のリース料等の固定費の増加など、除雪にかかる負担が増加している。さらに、オペレーターの高齢化など人材確保の観点からも、今後、現在の除雪体制や除雪レベルを維持することが困難になるものと懸念される。
- ④橋りょうは約 2,200 橋存在し、高度経済成長期に集中的に整備された橋りょうが今後一斉に老朽化することから、適正な維持管理が困難になる恐れがある。
- ⑤道路法の改正により、必要な知識及び技能を有する者による近接目視点検を 5 年に 1 回の頻度で実施することが義務づけられたことから、今後はこれらの点検費用の増加も見込まれる。
- ⑥財源だけでなく、橋りょうの維持管理に必要な人員や技術力が不足しており、全ての橋りょうに対して現在のサービスレベルを維持することは困難である。

方向性

- ①市道や橋りょうは、沿道で土地利用がある限り廃止は困難であるが、今後の人口減少社会にあって、人口が消滅し、将来にわたって沿道の土地利用が見込めない地区が発生する事態が予想される中、その都度、地区の実態に応じて削減やコスト縮減など、見直しを図る。
- ②市道延長の増加を抑制し、持続可能な市道の整備・管理を行っていくことを目的に平成 26 年度に市道認定基準の見直しを行い、平成 27 年度より運用を開始している。今後も市道の整備や管理のあり方を検討することにより、真に必要な市道の整備や市道の管理コストの縮減など、持続可能な市道の整備・管理の実現を目指す。
- ③持続可能な橋りょうマネジメントの実現に向け、点検や診断、維持修繕等の各業務の改善や効率化を図るとともに、橋りょうの社会的な位置づけや構造特性、老朽化の状況、さらには社会経済情勢の変化を踏まえ、維持修繕等の優先順位を明確にすることで、選択と集中による適正な維持管理・更新を推進する。

14. 農業集落排水処理施設

施設の状況と課題等

- ①農業集落排水事業は、農業用水路等の水質保全、農業施設の機能維持により、農村の生活環境の改善を図り、あわせて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿・生活排水などの汚水を処理する施設の整備・改築を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としている。また、汚泥の一部は再利用されており、環境への負荷の少ない循環型社会への構築に貢献している。
- ②全 54 施設は富山市全域に点在しており、処理施設は 51 施設、残り 3 施設は「公共下水道」に接続されている。
- ③『富山県域下水道化新世紀構想(※35)』において施設の統廃合計画が進められており、上下水道局と協議を進めている。
- ④処理施設等の規格が多種多様であり、施設の特性にあった維持管理が必要で、施設個々の維持管理には、専門知識を有した人材及び維持管理機器等が必要となっている。近年では、施設の老朽化が進み、突発的修繕及び緊急対応が増えていることから、修繕費用等の財源確保に苦慮している。

方向性

- ①施設の合理化と効率化を図るため、下水道施設を運用・所管している 3 部局（上下水道局・農林水産部・環境部）で、維持管理費の縮減が見込める地区において施設の統廃合を念頭に置いた協議等を行い、段階的に公共下水道への接続を進める。
- ②今後、新規整備は行わない。
- ③特に中山間地域に点在している等、公共下水道への接続が困難な施設においては、適切かつ効果的な修繕・更新業務を実施するなど、適正な維持管理に努める。

15. 軌道

施設の状況と課題等

- ①軌道は、平成21年に富山都心線940m、平成27年に富山駅南北接続線160mを整備し、平成27年12月に富山港線1,100mを富山ライトレール(株)から譲り受け、現在2,200mを保有している。
- ②富山港線は、整備後10年を経過し、信号施設等の電子部品に不具合等が発生しており、消耗部品の交換やオーバーホール(※36)の時期を迎えるつある。
- ③富山都心線、富山駅南北接続線は比較的新しい施設であるため、老朽化による不具合等の問題は発生していないが、今後は経年劣化により富山港線と同様に不具合の発生が予想される。
- ④土木構造物については、軌道の狂いが少ない樹脂固定軌道を採用するなどメンテナンスに労力のかからない構造を採用しており、不具合は少ない。
- ⑤日常の維持管理業務については、法令に従い整備心得を定め、定期点検を着実に実施している。
- ⑥インフラの長寿命化に向けた行動計画については、同種、類似の計画をもって策定に換えている。

方向性

- ①行動計画の策定に換えている同種、類似の計画については、施設を整備した時期に策定されたものであり、内容を精査した上で現在の状況に即した行動計画を新たに策定する。
- ②新たに策定する行動計画のなかで、定期点検、消耗品の交換、オーバーホール、更新の時期、予算を明らかにし、計画的な予算の確保、予算の平準化を図る。
- ③これまでどおり、定期点検を着実に遂行し、予防保全に努める。

16. その他インフラ施設

施設の状況と課題等
<p>①農道は 58 路線、延長 33,338m 及び橋りょう（15m以上）2 橋を管理している。</p> <p>②林道は 93 路線、延長 264,220m 及び橋りょう（15m以上）16 橋、トンネル 7 本を保有・管理している。なお、橋りょう（16 橋）及びトンネル（2 本）は、平成 25 年度に点検・診断を実施したが、補修計画は未策定となっている。</p> <p>③漁港は、四方漁港、水橋漁港の 2 施設で、両漁港とも「漁港漁場整備法」に基づき、漁港の指定及び漁港管理者の指定が行われている。両漁港とも漁港海岸を保有・管理している。</p> <p>④農村公園は、八尾地域4、婦中地域6、細入地域2の12公園を管理しているが、地域性等により、それぞれ保有者や日常的な管理の体制が異なっている。</p>
方向性
<p>①農道については、市道に準じた日常的なパトロールや点検を実施するとともに、点検等の結果を踏まえ、舗装や工作物の老朽化対策を中心として計画的な維持管理に努め、安全確保、構造物の長寿命化を目指す。</p> <p>②林道については、定期的な点検等を通じて把握された劣化・損傷の状況を踏まえ、将来必要となる維持管理・更新等に係るコストの全体像を見通しながら優先順位を検討し、計画的な工事を実施し、安全確保、構造物の長寿命化を目指す。</p> <p>③漁港について、平成 24 年度に策定した「水産物供給基盤機能保全事業基本計画」に基づき、ストックマネジメントにかかる 50 年間の長寿命化・保全工事を継続的に実施していく。</p> <p>④農村公園については、各施設の地域性や設置環境に応じて、今後、中長期的に管理体制を都市公園と一元化することを目指す。なお、農村公園として管理するものについては、土地改良区・地元等への移管に向けた協議を行い、あり方の見直しを行う。</p>

